

総務文教常任委員会記録 (未校正)

○招集日時 令和5年 9月19日(火) 午前10時00分

○招集場所 議事堂大会議室

○出席委員 委員長 岩澤 信
副委員長 須田 光雄
委員 根岸 裕美子
" 久保田 真澄
" 小堤 修
" 落合 信太郎
" 関戸 勇
" 結城 繁

○欠席委員 なし

○出席説明員 総務部長 鈴木 文江
選挙管理委員会書記長
政策推進部長 齋藤 嘉彦
財政部長 田中 英樹
教育部長 井橋 貞夫
教育参事 伊藤 誠
総務部次長 斉藤 理昭
会計管理者 石塚 幸夫
教育次長 森川 和典
消防次長 仲村 厚
総務課長 松崎 剛
選挙管理委員会書記長補佐
人事課長 軽部 幸雄
情報管理課長 岩崎 弘宜
市民課長 安田 徹也

政策推進課長	高中誠
魅力とりで発信課長	立野啓司
文化芸術課長	飯山貴与子
財政課長	海老原輝夫
公共施設整備課長	原部英樹
管理課長	飯竹永昌
排水対策課長	飯塚稔
学務課長	直井徹
保健給食課長	大野篤彦
指導課長	丸山信彦
教育総合支援センター長	笠井博貴
生涯学習課長	塚本豊康
子ども青少年課長	長塚逸人
スポーツ振興課長	豊島寿
監査委員事務局長	鈴木正美
消防本部警防課長	中村幸男
消防本部予防課長	満健一
総務課副参事	土谷靖孝
選挙管理委員会主任書記	
人事課副参事	山下拓
財政課副参事	谷池公治
管理課副参事	山田哲也
排水対策課副参事	仁杉繁隆
安全安心対策課長補佐	真田幸彦
安全安心対策課長補佐	岡本純
情報管理課長補佐	松崎昌也
市民課長補佐	澁谷茂

魅力とりで発信課長補佐	鈴木健太
教育総務課長補佐	文随正和
学務課長補佐	櫻井裕也
教育総合支援センター課長補佐	唐口薫
生涯学習課長補佐	鈴木克哉
埋蔵文化財センター長	本橋弘美
子ども青少年課長補佐	蛭田暁
スポーツ振興課長補佐	野口勝彦
保健給食課係長	吉岡亮
○職務のため 出席した者	議会事務局長 吉田文彦 議会事務局主事 高橋賢人
○その他の 出席者	請願提出者 平壽朗 森恵美子

○付託事件

議案第46号	取手市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第47号	取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第49号	令和5年度取手市一般会計補正予算（第7号）（所管事項）
認定第7号	令和4年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について
請願第39号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
請願第40号	取手市議会議員選挙公報の全戸配布を求める請願
請願第41号	ロシアとウクライナの戦争即時停戦、和平実現に向けて日本政府に仲裁外交努力を求める意見書の提出を求める請願
請願第42号	小中学校の学校給食費無償化と地元産食材の拡充を求める請願

○調査事件 所管事務調査（令和5年第1回市民との意見交換会におけるご意見・ご要望の調査について、その他）

○審査の経過

午前10時00分開議

○岩澤委員長 ただいまの出席委員数8名。定足数に達していますので、会議は成立します。

ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

次に、本日の会議の映像は、市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。また、配信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った360度の動画配信も行います。そのため、市議会ユーチューブサイトから2種類のライブ配信映像を御覧いただけます。

審査に入る前に、鈴木部長から発言を求められていますので、これを許します。

鈴木部長。

○鈴木総務部長 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員会開会前の貴重なお時間いただきまして、ありがとうございます。当初の議会定例会会期日程におきましては、総務文教常任委員会は9月8日に予定されておりました。職員が台風13号接近に伴う災害対応に注力するため、市議会議員の皆様、総務文教常任委員会の委員の皆様には、日程変更にご配慮いただき、改めてありがとうございます。台風13号接近に伴う影響により、9月8日には警報級の大雨の可能性が高くなるとの予想が出され、取手市においても災害応急処理本部を7日午後4時に設置し、併せて午後4時30分にグリーンスポーツセンターを避難所として開設し、その災害対応に当たってまいりました。9月8日午前10時15分には气象台から大雨警報が発表され、新たに5か所の避難所を開設し、その対応に当たりました。幸いにも人的被害その他の大きな被害もなく、河川水位の予測、大雨警報、大雨注意報等の解除、今後の気象情報予測等から判断し、安全性を確認し、無事に9日土曜日12時に災害応急処理本部を閉鎖することができました。改めて、日程変更にご配慮いただいたことに感謝申し上げますとともに、本日の総務文教常任委員会、どうぞよろしくお願いいたします。

○岩澤委員長 それでは審査を行います。当委員会の審査順序は、サイドブック스에登載したとおりです。

委員各位に申し上げます。一般会計補正予算に対する質疑及び付託議案外質疑について事前通告とすること、また一般会計補正予算に対する質疑への答弁を聞いて、疑問が残った委員からの議論を深める質疑を認めます。さらに、質疑は一問一答とし、1議題につき質疑のみで5分です。質疑時間残り1分でベルを1回、質疑時間終了でベルを2回鳴らしますので、御承知おきください。また、発言は簡単明瞭に、発言者は挙手し、委員長の指名の後、発言するようお願いいたします。また、御面倒でも発言前にマイクのボタンを押してから発言願います。さらに、委員に対する最初の答弁の際、冒頭に部署名と名前を述べてから答弁に入ってくださいようお願い申し上げます。最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことができる、分からないから、軽微な確認など、質の低い質疑は厳に慎んでいただきますよう、あらかじめ申し上げます。

それでは、議案第46号、取手市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案第46号につきましては、8月29日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。議案第46号について、説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○岩澤委員長 賛成多数です。よって、議案第46号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

根岸委員。

○根岸委員 おはようございます。根岸です。よろしくお願ひいたします。議案第46号、——一般会計決算・予算審査特別委員会の答弁で、平成21年から累計で838件の空き家を台帳管理していると伺いました。令和4年度単年度の管理不全空家数は174件とのことですが、これまでの累計838件のうち、管理不全空家としては何件数えているのでしょうか。

○岩澤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 安全安心対策課の岡本といたします。よろしくお願ひします。ただいまの質疑にお答えします。管理不全空家というところで、今回条例のほうで管理不全空家等というものが定義されたんですけれども、これまで838件——扱いが、いわゆる管理されていない空き家——私たちは管理不全の空き家みたいな形で呼んでいたんですけれども、838件はいずれもその樹木の越境、あとは家屋の老朽化等によって管理がされていない、いわゆる管理不全の空き家等として、私たちは認識して対応しておりました。以上です。

○岩澤委員長 根岸委員。

○根岸委員 理解いたしました。今回の条例改正により、管理不全空家に対し指導勧告ができるようになること、また所有者把握の円滑化が図られることと理解しています。管理不全空家をできる限り増やさない手だてとして、空き家が発生した場合、迅速に情報をキャッチする必要があると思うんですけれども、具体的な対策等は考えておりますでしょうか。

○岩澤委員長 斉藤次長。

○斉藤総務部次長 安全安心対策課の斉藤です。よろしくお願ひします。今後、空き家をこれ以上増やさないために我々が取り組んでいるのが、地域の市政協力員さんに対して通知を出させていただいています。内容は当然、市政協力員さんというのは、地域のことを一番よく分かっている方でございますので、その方がこの地域を見守——見回ったときに、これ空き家じゃないのかなとか、そういったところで様々な情報をいただいているので、そういったところは我々も情報をいただいた上で、すぐ現地確認して、所有者を調べて通知を出したり、そういった取組もしています。また、おくやみデスクなんかも当然やっております、これは市民課のほうでやっておりますけれども、ワンストップというところで、お亡くなりになった方に対して、今後どういった家を——住宅を活用していくのか、そういったところでの調査といたしますか、おくやみデスクの中でのお話をさせていただいているということがございます。以上です。

○岩澤委員長 根岸委員。

○根岸委員 市政協力員さんの御協力いただいているということなんですけれども、例え

ば年に1回、その台帳から書面で確認をお願いするとか、そういう作業というのはされているのでしょうか。

○岩澤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。市政協力員に対してというところだと思うんですけども、実際のところは、今のところはしておりません。以上です。

○岩澤委員長 根岸委員。

○根岸委員 通報といいますか、御相談だったり通告があったりするところは、単年度でその件数を数えて、それに対してはアクションを毎年起こしているという形だと思うんですけども、それ以外のところに関しては、やはり台帳管理をされているので、消えていかなないものというのは、都度都度、年度始めだったりとか、どこかのところで定期的な管理ということが必要になってくると思うんですけども、そういった形で、例えば提案というか、お伺いしたその市政協力員に台帳自体をちょっと確認していただいて、マル・バツだとか情報を提供していただくということは、今後考えていらっしゃるのでしょうか。

○岩澤委員長 齊藤次長。

○齊藤総務部次長 お答えします。空き家という情報が個人情報に当たるものですから、その情報を——我々が持っている情報を市政協力員さんのほうにお渡しするということは、これはあり得ません。あくまでも市政協力員さんから出た情報を我々が察知して——情報を得て、そちらで対応しているという状況でございます。以上です。

○根岸委員 分かりました。以上です。

○岩澤委員長 次に、関戸委員。

○関戸委員 空き家の問題というのは、本当に年々深刻になってくるというふうに思います。空き家が出て、それが管理不全になって、それで実際は特定空家になっていく、そういう流れなんだと思うんですね。どこで、どう食い止めるか。それで今回、この管理不全空家と決める、指定する基準というのが、まず判断基準が示されていないというふうに思うんですが、そこはまだ示されてませんよね。

○岩澤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。先ほどおっしゃっていたとおり、まだガイドラインというものが国土交通省のほうから示されておりませんので、基本的には、そちらのガイドラインが示されてから判断はしたいと思っております。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 なかなか難しいというふうに思うんですが、国のほうは、これいつぐらいに判断を示す——基準を示すというふうに言っているのでしょうか。

○岩澤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。こちら特定——空き家の特措法の——12月、年内ですかね——年内に施行される際——までにガイドラインは示されるという認識ではあるのですが、いつまでにというところは、まだそこまでも出てはおりません。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○**関戸委員** 年内という可能性がある。出ないかもしれない。年内には、もう出ると。その辺、どんなふうな感じですか。

○**岩澤委員長** 齊藤次長。

○**齊藤総務部次長** お答えします。年内までには出るという話は聞き及んでいるんですが、それが今、関戸委員がおっしゃる年度内——年内に出るか出ないかという判断は、ちょっと我々は持ち合わせてません。以上です。

○**岩澤委員長** 関戸委員。

○**関戸委員** 地域でも、空き家になったなど、どうなんだろうなというふうに、それから実際の持ち主さんと、「今度、引っ越してどうするの」という、そういういろんな情報が地域にあります。それで、先ほど市政協力員さんを通じてというのがあったんですが、これ市政協力員さんから報告用紙みたいな、そういうものはあるのでしょうか。

○**岩澤委員長** 岡本補佐。

○**岡本安全安心対策課長補佐** お答えします。報告用紙というものは、こちらで様式をつくってお願いしているという形はありません。主に電話連絡、あとは独自で書類——様式ですね。特には決まっていはいないんですけれども、場所、状況などを記載した紙などを持参していただいたりなどによって情報把握をしております。以上です。

○**岩澤委員長** 関戸委員。

○**関戸委員** 地域でも、取りあえず3か月ぐらい住みたい、空き家ないかしら、とか、1年ぐらい住みたいんだとか、そういういろんな情報、声があります。今回のこういう具体的な判断基準が示されていく。そういう中で、今ある住宅制度とは別に空き家の活用について——いろんな事例がほかの行政でもあると思うんですが、今回のこの措置法も通じて、新しい空き家の使用について、何かそういうことは検討されるのでしょうか。

○**岩澤委員長** お答えできますか。

齊藤次長。

○**齊藤総務部次長** お答えさせていただきます。ちょっと確認したいんですけど、空き家の今後の新しい何ですか——手法というか……。

○**岩澤委員長** 関戸委員。

○**関戸委員** つまり、空き家になっても、早いうちに誰かがお住まいになればやっぱり傷まないんですよ。その方が、例えば半年ぐらい住みたいとか、1年住みたいとか、いろんな例があると私は聞いています。そういう意味では、今回の措置法の改正に合わせて——要するに特定空家に至らないようにやっぱり今の空き家を活用していくという、そういう何か対策というのは考えているのでしょうか。

○**岩澤委員長** 齊藤次長。

○**齊藤総務部次長** お答えさせていただきます。特定空家に該当するような空き家って、本当にもう屋根が抜け落ちちゃうような、ひどい状況の建物になりますけれども、そこまですぐに、本当に空き家になりかけといいますか、もう少し手を加えれば使えるんじゃないかというような空き家もたくさんございます。そこについては、都市計画課——都市整備部のほうで空き家の利活用というセクションがございまして、そちらで、もし今後、

空き家になってしまうという所有者から私たち話を受ければ、都市整備部のほうに話をおつなぎして、利活用について、例えば宅建業協会のほうに御紹介していただけるなど、そういう方法は取っています。今後もそれは引き続きやっていきたいと思えます。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 そういう意味では、なかなかその辺のところがうまくいってるのかなと、見ているそういう感じがするんですよね。それで家主さんは、もう空き家だけでもまだ住めるから1万円ぐらいでも住んでもらえればいいよなどと、いろんな例がやっぱりあります。また逆に、そういう家を探している方もいます。そういう家を探している方についてのアクションというのは、今、取手市ではないですよ、そこを確認しておきます。

○岩澤委員長 関戸委員。議案の46号、適正管理に関する条例の一部を改正する条例についてなので、その利活用については所管から外れますので、よろしいですか。

○関戸委員 分かりました。それでは、先ほど市政協力員の報告というのがあったんですが、これ年に何回ぐらい情報を集めていますか。

○岩澤委員長 齊藤次長。

○齊藤総務部次長 お答えさせていただきます。決まって定期的にやるということではないんですけども、おおむね1年に1回、市政協力員さんも替わるときがございますので——年度で替わる方もいますんで、そのときに通知のほうを出させていただいているということでございます。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 1年に1回というと、ちょっと少ないかなというふうに思いますよね。いずれにしても、どうこの管理不全空家の前の段階で——要するに、管理がされている空き家を管理不全にならないように、とにかく管理不全から特定空家になっていくというのをどう防ぐかという、そういう意味では、やっぱり新しい取組を考えたときに来てるのかなというふうに思っています。ぜひ、これを機会にまた検討していただければと思います。以上で終わります。

○岩澤委員長 齊藤次長。

○齊藤総務部次長 お答えさせていただきます。1年に1回、市政協力員って年度で替わるものですから、当初に出させていただきます、1年間その任期中は空き家があったら情報提供してくださいと、これ継続的にお願いしてるものですから、1年に1回ということでお答えさせていただきました。

○関戸委員 結構です。

○岩澤委員長 そのほかありませんか。——質疑なしと認めます。以上で、議案第46号の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第47号、取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案第47号につきましては、8月29日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りいたします。議案第47号について、説明を省略することに、賛成の委員は挙手

願います。

〔賛成者挙手〕

○岩澤委員長 賛成多数です。よって、議案第 47 号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

関戸委員。

○関戸委員 今回の条例の一部改正なんですけど、やっぱり大変大事なところになってくると思うんですが、労働組合の意見というのは聞いているんでしょうか。

○岩澤委員長 山下副参事。

○山下人事課副参事 人事課の山下です。関戸委員の御質疑に答弁させていただきます。今回の条例の上程に当たりましては、組合の意見は聞いてございません。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 職員の声というのは聞いているんでしょうか。

○岩澤委員長 軽部課長。

○軽部人事課長 人事課、軽部です。職員のほうからも、この有給の——今現在、特別の出生サポート休暇、有給の休暇なんですけど、こちらがございまして。こういった中で、通常の場合、年度内 5 日、また不妊治療の中で体外受精・顕微授精については最大 10 日という形で有給休暇がございまして。こういった中で、これだけではなかなか有給休暇と併用して治療に当たるというのは非常に精神的・体力的、また仕事とこういった治療を両方していく中で、非常に負担にあるという職員からの声は聞いております。そういった中で今回このような形の、無給ではありますが、不妊治療のための休暇という形で条例改正をしたもので——予定しているものです。以上です。

○関戸委員 結構です。

○岩澤委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩澤委員長 質疑なしと認めます。以上で、議案第 47 号の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第 49 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 7 号）の所管事項のうち、総務部、政策推進部、財政部等所管を議題といたします。本件につきましては、8 月 29 日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。ただいま議題となっている事件について、説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○岩澤委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから、質疑通告順に質疑を行います。質疑通告は、関戸委員、須田委員、小堤委員の 3 名から通告がありました。それでは、通告順に従い質疑を行います。

最初に、関戸委員。

○関戸委員 議案書 14 ページ、ゆめみ野駅の駐輪場についてです。今回、関鉄からの無

償ということで貸与というふうになったんですが、これ使用期限というのはいないんですか。ずーっと借りられるということですか。

○岩澤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。使用——借用期限については設けておりません。両者の異議申立てがない限り使用ができる旨の無償の賃貸契約を交わす予定であります。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 そうすると、関鉄側が何かを言ってきた場合は、そこで協議をします。ですから関鉄で、もうちょっとやめたいというふうに言ったら、そこで一定の時間を経て解約するということになるんですか。

○岩澤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。そうですね、理由などを聞いた上で、賃貸契約解除になるかどうかは、その都度、協議にはなるとは思うんですけども、そのようなことも想定されると思います。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 結構いい土地ですから、関鉄が——いろんなことで利活用になってくるということもあるのかなと思っていました。ゆめみ野駅から200メートル、あそこ離れるんですが、今、ゆめみ野駅の駐輪場に止めている自転車の利用者というのは、要するに東側から来るというのは少ないように思うんですが、200メートル離れているということで、実際使われるのかどうかという見通しは、どんなふうに見てますでしょうか。

○岩澤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。200メートル、端まで——駅から駐輪場の一番遠いところまでで約200メートル、近いところで百十数メートル——百十、二十メートルぐらいであります。確かに東側から来る方が守谷駅方面に——ゆめみ野駅を利用する方で守谷方面に行く方が利用するかなというところで想定はしているのですが、そのほかにも既存の駐輪場が今満杯の状態です。中には傷が——自転車に傷をつけたくない人、ぶつかったりしたくない、大事にしている方などが、空いている——すいている新しい駐輪場に止めるということも想定できるのかなというところでもあります。また今回新設する場所とは異なるんですけども、令和元年、ゆめみ野駅の利用者に対して実施しました、ゆめみ野駅駐輪場新設についてのアンケート調査によりますと、200名の方から回答をいただいているんですが、徒歩5分以内であれば利用する、と答えた人が5割弱ぐらいおりました。今の新設する駐輪場が徒歩5分以内なのは間違いないのかなというところなので、一定数は利用することが予想されております。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 今の場所も、意外と放置されているという自転車が多いのかなというふうに、ちょっと見ていますけども、この辺はどうですか。

○岩澤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 放置されている——今の既存の駐輪場の整備という形でよ

ろしいですか。確かに放置されているものについては、こちらで委託しているシルバーのほうで見回りをして、必要に応じて回収などをしております——整備に努めております。白線が薄くなっている部分については、改めて線を引いたりなどしますし、あとは新しい駐輪場が出来た際には、駐輪場を有料——例えば有料にして——近いところは有料にするなどして区別するとか、あとはラック式にしてもう少し止めやすいようにするなど、いろいろその都度検討していきたいなどは考えております。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 今の話は初めて聞いた話で、有料も含めて検討しているということ、現在のところについては。

○岩澤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 今現時点ではなくて、今後要望に応じて——意見・要望があれば、そういうことも考えていけるかなというところで——となります。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 ちょっと想定してないものですから、有料になるとしたら、新しい駐輪場要らないなというふうになるかもしれません。そういう意味では、今のところも、まだきちんと整理すれば台数増えるなというふうに思っています。ちょっと有料の話になってきますと大きい問題になるので、今回それが出てるわけではありませんけど、これはもう困るなというふうに思っています。終わります。

○岩澤委員長 関戸委員、もう一つあります、災害のほう。

関戸委員。

○関戸委員 災害対策費です。今回、ポンプの購入で、説明の中で高性能のポンプを多く備えると説明しています。これまでの6台、排水対策部門で雨水が滞留するような場所で使っていくんだというふうに説明されていますけども、近年の豪雨災害という点では、冠水する場所、滞留する場所、増えてくるのかなと思うんですが、現在そういう場所って何か所ぐらいあるのか、お分かりになるでしょうか。多く備えるということから、目標が——そういうことについて目標があるのかなということでお聞きしたいと思えます。

○岩澤委員長 飯塚課長。

○飯塚排水対策課長 排水対策課、飯塚です。お答えさせていただきます。今現在、おおよそなんです——これまでに実際に可搬式ポンプを設置している箇所でございますが、流末が脆弱であるため、まとまった降雨になると冠水してしまうような場所であったり、それから周辺よりも窪地になっているような箇所の浸水、こういったところに対応してございまして、その浸水状況——いろんな地形であったりとかそういうところが多々ありますので、今現在——結構多めに——回数が多く、冠水が頻繁に出ている箇所は3か所なんですけれども。ここに回数が多くなっても追加として考えているのが3か所ぐらいあるので、現在考えているのは6か所かなというふうには考えております。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 説明の中で多く備えるというふうに説明されていたので、目標があるのかなというふうに思いました。ただ、雨の降り方で、全市的に降った場合にはどのぐらいにな

るのかというのはちょっと私も分からないんですが、局部的にいろいろあって、今までも3か所、よくそういう対応する——3か所への対応ということで説明されていたと思います。それで、地域によっては、個人のお宅でも排水ポンプを準備して排水しているようなお宅があります。要するに斜面から流れてきた水が、その方の床下……

〔高橋議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○**関戸委員** (続) を通っているという、そういう地域なんですけれども、そういう点では、そういうような地域の場合に、市民にもこのポンプというのは貸し出すのでしょうか。

○**岩澤委員長** 齊藤次長。

○**齊藤総務部次長** お答えさせていただきます。あくまで市内冠水箇所の排水を目的として配備しているポンプでありますので、その操作についても、職員であったり建設業協会などの、ある程度専門性を持った方が対応しております。ということから、やはりそれ以外の方ですと故障の原因とか、むやみに使ってしまったら故障を——今言った故障になるというようなこともございますので、現在では床下排水——床下浸水排水のための市民への貸出しということは、今のところ考えておりません。以上です。

○**岩澤委員長** 関戸委員、あと45秒です。

○**関戸委員** 管理点検整備というのは、これは安全安心対策課で行うんですか。

○**岩澤委員長** 齊藤次長。

○**齊藤総務部次長** お答えします。予算は、安全安心のほうで予算づけしてます。実際のその運用とか活用については排水対策課のほうでやっていただいています。災害発生のおそれがある場合、そちらに搬送して設置をするわけなんですけれども、主に出水期前は、点検なんかも全て排水対策課のほうで点検をしていただいで、正常に動くかどうかの点検をしていただきます。何か故障とか不具合があれば修理業者に、それは安全安心対策課のほうで依頼をするという流れになっています。以上です。

○**関戸委員** 分かりました。

○**岩澤委員長** 次に、須田委員。

○**須田委員** よろしくお願いたします。自転車駐車場の維持管理に要する経費について、お伺いたします。まず、1つ目のゆめみ野駅自転車駐車場整備工事負担金の詳細というところなんですけれども、先日、齋藤議員が質問していただいで、その辺は全額出すというところで、あとは今、関戸委員が質疑いただいたところで、使用期限がないということも分かりましたので、こちらのほうは結構です。

その次になります。この整備内容について、こちら詳細は、例えば手すりとか盗難防止とかいろいろあるとは思いますが、どのような感じで整備される予定でしょうか。

○**岩澤委員長** 岡本補佐。

○**岡本安全安心対策課長補佐** お答えします。整備内容というところなんですけれども、まずこちら土木工事として、アスファルト舗装を敷地内にする予定です。駐輪スペースについては白の枠で区切る予定となります。あとは、その駐輪の枠以外にも通路が必要になりますので、アスファルト敷きの通路が必要となります。あとは、線路と駐輪場の間にはフェンスを設置するというところで安全性を考慮しております。また駐輪場内は、防犯灯、明

るい——場所がちょっと暗い場所なので、防犯灯の設置で防犯面も配慮していただくことになっております。以上です。

○岩澤委員長 須田委員。

○須田委員 ありがとうございます。線路側のほうというのが、フェンスというのは分かったんですけども、この周り自体は柵というか、そういうものというのを設置は考えているんですか。

○岩澤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。現在、駐輪場整備予定の場所がフェンスで区切られている場所にはなるんですけども、こちら既存のフェンスをそのまま利用しまして、出入口を2か所設けるという形で聞いております。既存のフェンスを生かすという形になります。以上です。

○岩澤委員長 須田委員。

○須田委員 分かりました。続いて、今後の計画というところで、今、関戸委員がおっしゃった、期間は設けていないというところで、今後定期的に整備等をしていかなければいけないと思うんですけども。一応、何年スパンとかという、例えば防犯灯をつけるとか防犯カメラ設置とか——防犯灯というのは今いただいたんですけど、防犯カメラとか、そういうのは設置予定とかありますか。

○岩澤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。防犯カメラについては、現時点は駐輪場というところでは、まだ検討段階には入っておりません。ゆめみ野のロータリー——駅のロータリーに設置されているというところもありますので、場所が近いというところでのいろいろと予算と、あとはほかにも設置要望箇所等がありますので、そちらをいろいろ検討しながら、必要に応じて防犯カメラの設置については、その都度、検討させていただきたいと思っております。以上です。

○岩澤委員長 須田委員。

○須田委員 承知いたしました。ここ以外でも自転車駐車場って、結構あちこちの場所がぼろぼろになってきたりとかしてるとは思うんですけども、そういうものの他の計画等って、今のところあるんでしょうか。

○岩澤委員長 齊藤次長。

○齊藤総務部次長 安全安心対策課、齊藤です。お答えさせていただきます。市内には、そのほかに多数の駐輪場が——無料の駐輪場であったり、あと取手駅の西口ですとサイクルステーションとりでと——これ有料になってますけども、そういった駐輪場があります。無料の駐輪場で、例えば西口の——仮設の駐輪場と今呼んでいるんですけども、実はそこ仮設ではなくて、もうれっきとした駐輪場なんですけども、そこに行くまでの間、ちょっと市道——市の道路がちょっと破損してるといいますか、斜めってるるといいますか、そういった状況もあるので、そういったところの整備をしたり、あとはフェンスとかも、やはり経年劣化で老朽化してくるところもあると思っておりますので、それは現場を確認して、必要であればそこに対策を講じていきたいというふうに考えています。以上です。

○岩澤委員長 須田委員。

○須田委員 無料、有料関係なく、ちゃんと整備はしていくと思うんですけども、この質疑の中でちょっと一つだけ——戸頭の駐輪場なんかのところの手すりなんかは、たしかぼろぼろになってたなと思って、その計画があったのかなと思ってちょっとお聞きしたかったので——お聞きしました。これに関しては、今後、今のところ計画はないというふうな答弁だと思っておりますので、今後ちょっと見ていこうかなと思っております。以上です。

○岩澤委員長 最後に、小堤委員。

○小堤委員 では、よろしくお願ひいたします。私も自転車駐車場の維持管理に要する経費についてなんですが、議場でもたしか齋藤久代議員がこのことについて聞き、そして今も2人の委員からありましたので、ほぼほぼ内容的には同じかなと思うんですけど、1番目の工事内容というのは大体分かりました。私もあそこの候補地のところでは実際に行ってみまして、確かにここは駅にも近いし有効なところではないかなというふうに感じました。ここを整備していくんだなということで、この工事内容は分かりましたが、ではこれ補正予算がついて、そして実際に工事はいつ頃から始まって、運用開始はいつ頃になるんでしょうか。

○岩澤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。運用開始時期についてですが、工事自体が関鉄側で手配した業者が行っておりまして、その進捗具合というところによるんですけども、年度内に完成する見込みというところで伺っております。運用開始については、その完成に従って運用開始時期を見定めていきたいと考えております。以上です。

○岩澤委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。それでは、その駐輪場の許容台数なんですけれども、今あるところが約100台ぐらいですか、それで今度のところが150から180台ぐらいということなんですけれども、ゆめみ野地区の今の現在の人口が約4,200人、そして、計画人口ですと6,100人ぐらいということで、約1,900——2,000人ぐらいということになりますと、例えば1世帯、子ども1人の親で3人だとすると、600から650世帯ぐらいが増えるのかなと——マックスというふうに思いますけれども。そうした場合、この2か所で足りるのかなということと、今現在も高井小学校、児童増えてます。永山中学校も生徒、増えてます。このお子さんたちが成長して高校に行くようになると、やはりその中の何割かは駐輪場に自転車で来ることになると思うんですけども、その辺の計画的なところは、いかがでしょうか。

○岩澤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。ただいま小堤委員のおっしゃっていただいたとおり、計画人口6,000——約6,000人ということで、今の約1.5倍になるというところで予想されているところです。現在の駐輪場のスペースが約100台——実際は107台を想定しているんですけども、今現在はちょっとあふれてしまっている現状です。新設される駐輪場が150から180台ぐらいを想定しておりまして、単純に倍以上になるのかなと一

—人口増加が約 1.5 倍、駐輪場の設置台数が 2 倍というところで、駐輪スペースについては確保できるのではないかなと想定しているところでもあります。以上です。

○岩澤委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。そのような感じで考えれば、一応大丈夫なのかなというふうには思いますけれども。先ほど関戸委員からもあったように、駐輪場に止める利用者の方の止め方とか、あと長期止めてる人、放置している人、そういういろいろな条件があるので、今の駐輪場はあふれ返っているということですけども、このところに関してはシルバー人材の方が整備されてると思うんですけども、そうしてきちんときちんと並べれば入るかなということですが、この新たに造るほうも、そういったシルバー人材の方をお願いするような形になるんでしょうか。

○岩澤委員長 岡本補佐。

○岡本安全安心対策課長補佐 お答えします。おっしゃるとおり、シルバー人材のほうに新しい駐輪場のほうも管理委託する予定となっております。以上です。

○岩澤委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。そのように 2 か所になりますけれども、きちんと整理されて、そしてそのラック式とかそういうものも導入すればもう少し違うのかなと思いますので、今後のいろいろな需要に対応していただければと思います。ありがとうございます。以上で終わります。

○岩澤委員長 通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。ただいまの通告委員の質疑応答の経過から、疑義がある委員はおりますか。——なしと認めます。以上で、この議題に通告された質疑が終わりました。これで、議案第 49 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 7 号）の所管事項のうち、総務部、政策推進部、財政部等所管の質疑を打ち切ります。

続いて、認定第 7 号、令和 4 年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定についてを議題といたします。認定第 7 号につきましては、8 月 29 日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。認定第 7 号について、説明を省略することに、賛成の委員は举手願います。

〔賛成者举手〕

○岩澤委員長 賛成多数です。よって、認定第 7 号につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。以上で、認定第 7 号の質疑を打ち切ります。

続いて、総務部、政策推進部、財政部等所管の付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に質疑は一問一答とし、質疑のみで 5 分とされています。質疑は通告順に行います。質疑通告は、関戸委員、須田委員、久保田委員、結城委員、落合委員、根岸委員の 6 名からありました。

最初に、関戸委員。

○**関戸委員** 防災関連で防災についてです。屋上に受水槽を備えている小中学校では、地震で断水しても、配管の損傷がなければ受水槽が空なるまで水洗トイレなどが使えると思うんですが、災害対策として、例えば避難所のトイレはこれで使うとか、そういうように災害対策としての検討はされてるでしょうか。

○**岩澤委員長** 斉藤次長。

○**斉藤総務部次長** 安全安心対策、斉藤です。お答えさせていただきます。まず断水を伴うような大規模な災害が発生した場合、小中学校は休校になるのかなというふうに想定されます。休校になって市民の方が、学校は水が使えるという認識で飲料水等を求めてくることも想定されます。やはり大規模な災害になりますと、市内全員の——全員の方がほぼほぼ被災者ということでもありますので、やはり公平に水道水を供給するということが必要であると考えてます。分け隔てなく誰もがトイレであったり飲料等を使えるのは、使えるものは使うというように我々は考えております。以上です。

○**岩澤委員長** 関戸委員。

○**関戸委員** そういうことになるのかなと思うんですが、使えることを知らない市民がいっぱいいるんじゃないかというふうに思ってます。つまり、受水槽が屋上にある場合に、その水がなくなるまでは、校庭の流しとか、そういうところも全部使えるわけです、水が。でもそういうことは知られていないのかもしれない。その辺についてはどう考えますか。

○**岩澤委員長** 斉藤次長。

○**斉藤総務部次長** お答えさせていただきます。本市においては、まず耐震性貯水槽、これ4か所市内にあります。そういったところをホームページとかでも上げさせてもらってますし、また備蓄の飲料水——これ2リットルだと1万6,000本備蓄してあります。あとはもう災害時協力井戸、市内に20件ほどの方が協力をしていただいています。また、キンビールさんであったり飲料メーカーとの協定であったり、さらには支援物資など様々——この水に関しては防災対策としまして、飲料水であったり生活水の確保には多方面で備えをしているという状況でございます。以上です。

○**岩澤委員長** 関戸委員。

○**関戸委員** そうなんです、そういうふうになってるんです。ただ、学校の受水槽の水は、そういう中に含まれているというふうに広報はされていません。ですから、知ってる人しか分からないと思うんです。その辺についてどう考えるかなんですが、その検討というのは必要ないですか。

○**岩澤委員長** 斉藤次長。

○**斉藤総務部次長** お答えします。先ほども申し上げたとおりなんですけども、まずはそういうところを御案内をさせていただきます、我々とすれば。その後に、例えば学校の受水槽——私ちょっと確認したんですけども、20校のうち6校、蛇口がついて——ということがありました。ほかの学校はまだその整備が整ってない——設備が整っていないということで、今後、例えば改修とかそういったときには蛇口をつけて受水槽から水を取れるような、そういった仕組みになるというふうに聞いてますので、まず我々とすれば、先ほど申し上げたとおりで対応していきたいというふうに思います。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 その蛇口がついてる受水槽というのは、屋上にある受水槽ではなくて下にある受水槽です。下にある受水槽は別な使い方になりますから、私がここで言ってるのは屋上にある受水槽です。そういう意味では、冒頭お話したように、屋上にある受水槽の水がなくなるまでは、例えば大きな地震が来ました、水道が断水しました、避難所に、学校に行きました、水洗トイレです、使えないよね——使えるんです。受水槽の水が残ってる限りは。つまり、そういうことなんです。ですからトイレでも、これは学校のトイレも同じように使えます。だから、そういうことについてしっかり検討する必要があるんじゃないかと思ってお聞きをしたということです。学校との——学校が管理してますから、そういう意味では、そういう部署との協議も必要ではないかなと思うんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○岩澤委員長 鈴木部長。

○鈴木総務部長 いろいろと御意見ありがとうございます。確かに小中学校の受水槽の水、有効に使わせていただきたいと思っております。そこに避難された方はもちろん、自宅のトイレが使えないであったりとか、そういった方にも開放できればと思っておりますし、災害の規模であったり、水の供給の状況であったり、そういったところに柔軟に対応させていただいて、きちんと周知もその都度させていただければと思っておりますので、もちろん教育委員会との連携も進めていければと思っております。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 要するに屋上の受水槽の水がそういうふうに使えるということについて、やっぱり対応しておく必要があると思ってます。

次の防災——地域防災計画に関連してですが、9月1日の広報で2ページに、茨城県で最も影響がある地震の取手市の震度は6弱と掲載しております。それで、取手市に被害を及ぼす地震の震度というのは、この地域防災計画では決めてるんですが、これを変更するのでしょうか。

○岩澤委員長 斉藤次長。

○斉藤総務部次長 お答えさせていただきます。震度6弱と掲載した部分については、水戸地方気象台で南海トラフ地震防災官として活躍されている菊池様にインタビューした、インタビューという形の記事でございます。震度6弱とした根拠を確認させていただきました。内閣府で作成してます首都直下地震の被害想定と対策についてということでお答えいただいたということでした。ここでいう首都直下地震とは、震源が東京都心部であった場合の想定であります。我々、地域防災計画の中で——計画の中で6強というのは、茨城県南部を震源としたマグニチュード7クラスの地震を想定しております、したがって、そもそも震源地の想定が異なるということでございます。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 これ取手の広報ですから、そういう意味では茨城首都圏直下型地震という場合は、私たちの場合は茨城南部直下型なんですよね。そういうことから地域防災計画は策定してますから、だから、震度6弱というふうに、こういうふうにかかれまして、ああそ

んなもんかと、2011年のあの地震が震度6弱ですから、あの程度なのかというふうに思われてしまう。そのことが私は心配で質疑をしました。ですから、ここはやっぱり正確に書いておかないとまずいなというふうに思っていますので、何かの機会に改めて地域防災計画で考えている想定、ここははっきり示しておく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

最後に、「薬（ひこばえ）」の政策情報紙についてお聞きします。9月号が休刊になりました。今年予算……

〔高橋議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○**関戸委員**（続）予算の審議した際に、「薬（ひこばえ）」はもう広報の中に入れたほうがいいんじゃないかという提案もしましたが、今回9月号が休刊になった理由は何だったんでしょう。

○**岩澤委員長** 立野課長。

○**立野魅力とりで発信課長** 魅力とりで発信課、立野でございます。関戸委員の御質疑に答弁いたします。御質疑の政策情報紙「薬（ひこばえ）」休刊の理由でございますが、第1号の発行から15年が経過した現在、中村市長が就任しまして、市の方向性を定める総合計画策定中のこのタイミングにおいて、政策情報紙の意義や市政協力員の皆様の負担軽減も含め、いま一度立ち止まり、発行を休止して今後の在り方について検討を進めているところでございます。そういったことから、現時点におきましては休刊という形を取らせていただいております。

○**岩澤委員長** 関戸委員。

○**関戸委員** 私も政策情報紙の扱いについては、広報の中に入れたり、そういうことをしたらいいんじゃないかというふうに提案をしました。それで今回、市政協力員にはどういうふうに周知されてるのでしょうか。

○**岩澤委員長** 立野課長。

○**立野魅力とりで発信課長** お答えいたします。今年5月に実施されました市政協力員会議において、「薬（ひこばえ）」休止のお知らせと今後の在り方を検討していることをお知らせさせていただきまして、また今後、発行する場合には、引き続き御協力をいただきたいという旨の御説明をさせていただいたところでございます。以上です。

○**岩澤委員長** 関戸委員、28秒です。

○**関戸委員** ということは、今回9月号については特にお知らせはしてないということですか。

○**岩澤委員長** 立野課長。

○**立野魅力とりで発信課長** 発行する場合——御協力をいただく場合には市政協力員の皆様にお知らせさせていただくというスタイルを取ってございます。以上でございます。

○**関戸委員** 了解、ありがとうございます。

○**岩澤委員長** 次に、須田委員。

○**須田委員** 私は選挙における投票率向上についてお伺いいたします。1つ目、選挙公報の配布についてなんですけれども、今のところ全戸配布は厳しいと答弁のほうは以前から

いただいているところですが、これ来年1月に市議会議員選挙があるというところで、これに向けて何か以前と変えた取組等あったら教えてください。

○岩澤委員長 松崎書記長補佐。

○松崎選挙管理委員会書記長補佐 選挙管理委員会書記長補佐の松崎でございます。よろしく申し上げます。須田委員の質疑にお答えいたします。まず、選挙公報の全戸配布につきましては、これまでも請願等が出された経緯もございまして、私ども様々な検討をしてきたところでございます。そういった中で、なかなか、どうにもよい方法が見つからないということでお答えさせていただきました。今後も、他市町村の選挙公報の配布等の事例を研究しながら、様々な方策を検討してまいりたいと思っております。以上です。

○岩澤委員長 須田委員。

○須田委員 ということは、じゃあ前回とはまだ変わ——変えたところとか、そういうのはないということですか。

○岩澤委員長 松崎書記長補佐。

○松崎選挙管理委員会書記長補佐 お答えいたします。前回と今まで検討した中で、現在、新たな手法がまだ、現時点では特段新しい方法がありませんので、現状の対応で考えているところでございます。以上です。

○岩澤委員長 須田委員。

○須田委員 分かりました。いろんなところに、例えば50万人超えてるような都市でも全戸配布しているところがあったりとか、いろんなところを参考にして、取手市、ぜひ取り入れて、今後、投票率向上のためにしっかりと努めていっていただきたいと思えます。

次の質問に移ります——質疑か。新たな取組というところなんですけれども、投票率向上について新たな取組というところで、例えば、愛媛県の松山市というのは51万人の都市なんですけれども、——こちら51万人の都市でも、県議会議員の選挙においては投票率34.74%、取手市では32.81%、市議会議員の選挙においては——取手市は前回43.86%だったんですけども、51万人都市の松山市でも43.87%——やはり取手市よりも高いといったところで、どういう取組をしてるのかなというふうに、いろいろ私のほうでも会派として視察させていただいたりとかした中で、小学校では親子投票——親子で投票というんですね、選挙に興味を湧くように親子投票というようなものを推薦していたり、この中高生に関してはやはり主権者教育を大事にしているところで、大学生に関してはこの投票——投票行動というところで、当事者意識というのを高めるためにコンシェルジュなるものとかをつくって投票率向上のために努めているところなんですけれども、取手市として、これから新たに取り組んでいこうと思ってることって、今ありますか。

○岩澤委員長 松崎書記長補佐。

○松崎選挙管理委員会書記長補佐 選挙管理委員会書記長補佐、松崎です。よろしく申し上げます。須田委員の質疑にお答えいたします。投票率向上ということで、新たな取組ということでお話ございました。我々選挙管理委員会としましても、投票率の向上ということでいつも頭を悩ませているところでございます。まずその投票率の向上に向けて、特に若い世代の投票率が低いという傾向がございます。そういったところ今まで、まず取

組は、選挙管理委員会のほうでは若い世代への取組が大変大事であると思っております。そういう中で、先ほど選挙コンシェルジュということで事例のほうお話ございました。そういった取組、我々のほうも今まで、高校生に対しては選挙の出前授業を実施したりと、いろんな取組をしてきたところがございますけれども、今までのこの継続してきた取組に加えて、新たな取組をしていかなければいけないという認識でいるところがございます。そういった、今、お話のありました事例も含めまして、調査研究をして、さらなる選挙啓発、投票率向上に向けていろいろな研究をしてまいりたいと、そんなふう考えております。以上です。

○岩澤委員長 須田委員。

○須田委員 分かりました。そうですね、若い世代の投票率——若い世代というのは20代、30代、40代になってくると思うんですけども、この年代が興味を持つような取組というのを、ほかでもこうやってやってるところがたくさんあるので、ぜひこの取手市でも取り組んでいただければ、少し上がってくるのではないかなと、市民の関心も増えるのではないかなと思っておりますので、今後ちょっと、今でもされてるのは分かっているんですが、さらに向上するようによろしくお願いします。

○岩澤委員長 次に、久保田委員。

○久保田委員 私は、シニアのスマホ教室について、お伺いいたします。まず、今まで行われてきた開催数と会場についてをお聞きします。

○岩澤委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 情報管理課、岩崎です。久保田委員の御質疑にお答えいたします。これまでのスマホ教室ですが、令和3年度、井野公民館、藤代公民館2館で4回行っております。令和4年度、福祉交流センター、藤代庁舎、永山公民館、六郷公民館の4か所で8回行っております。以上です。

○岩澤委員長 久保田委員。

○久保田委員 高齢者の方はそんなに遠くまでは行けない方も多いので、できるだけ市内で満遍なくいろんな会場で行っていただけたらいいなと思うんですけども、このことについてはどうでしょうか。

○岩澤委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 今年度につきましては20回を予定して、箇所も増やして開催できればというふうに考えております。以上です。

○岩澤委員長 久保田委員。

○久保田委員 分かりました。参加人数なんですけれども、1回の参加人数と、また今までの延べ人数というのを教えてください。

○岩澤委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 令和3年度は1回の——1回当たりの人数が12名程度です。令和3年度は合計4回で44名です。令和4年度は1回的人数は同じ同程度12名程度で、8回で91名が御参加をいただいているところです。なお、今年度も定数——9月1日の広報とりでで御案内させていただいているとおおり、定員を12名——1回当たり12名として回

数を増やして、この数を倍増していければというふうに考えております。以上です。

○岩澤委員長 久保田委員。

○久保田委員 募集を出したときに、すぐに閉め——すぐに定員いっぱいになっちゃいますか。

○岩澤委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 今年度9月に募集をしたときに、8時半から電話受付だったんですけど、もう即座にかなりの電話回線が埋まるというような状況でした。翌日には12名掛ける8コマあったんですけども、全て定員を満たしているというような状況でございます。以上です。

○岩澤委員長 久保田委員。

○久保田委員 今のお話から、やはり皆さんの関心の高さがうかがえると思います。そこで、参加者の声とかそういったのをお聞きしてますでしょうか。

○岩澤委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 アンケート調査をこれまで参加いただいた方にいただいているんですけども、市のLINEやメールマガジンへの登録のサポートなども行っておりますので、スマートフォンを使える——スマートフォンで情報を得られるようになってよかったとかといった、非常に好意的な御意見がほとんどでございます。以上です。

○岩澤委員長 久保田委員。

○久保田委員 そしたら、今後——今9月、今後の予定については、もう決まってるところあるんですか。

○岩澤委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 決定していますのは、9月1日に募集をさせていただいた戸頭公民館と福祉交流センターでの回です。今後は、11月以降も同様の形で別の場所で開催を予定して、今、調整を図っている最中です。また、携帯電話会社さんに——事業者さんにお願いはなくて、私ども職員で市のイベントに——のブースを作って、そこでLINEの登録をサポートしつつ、ちょっとそのプチ相談みたいな——スマホの使い方の相談みたいな、こういったことを各課と連携して行えればというところで、今調整を図っているところでございます。以上です。

○岩澤委員長 久保田委員。

○久保田委員 すみません。それについて、私も令和3年の第1回の定例会で、デジタル活用支援員についてということを一一般質問したんですけども、そこまでいかなくても——もうあれですよ、いろいろ相談をしていただける職員の方がいるということですか。

○岩澤委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 教室形式は教室形式で、携帯電話事業者さんに御協力をいただきながら行って、それとはまた別に、私ども職員がそういったその市のイベント等に出向いて、そこでちょっと使い方が分からないところをレクチャーさせていただいたりとか、合わせて市のLINEとかメールマガジンに御登録をさせていただいたりとか、こういった形のサポートができればいいなと思って、今調整を図っているところでございます。

○岩澤委員長 久保田委員。

○久保田委員 分かりました。これからも誰もがデジタル化の恩恵を、本当に最大限に受けられる環境の整備ってとても大切だと思いますので、多くの高齢者の方ができるだけ身近なところでそういったことを学べるような、これからの取組をまたよろしく願いいたします。以上です。

○岩澤委員長 次に、結城委員。

○結城委員 結城です。よろしくお願いします。私は一般質問でもやりましたけども、生成AIの全庁導入についてです。そのときの答弁の中で、鈴木部長のほうからちょっと言い直しというか、文書管理委員会じゃなくて情報化推進委員会に諮ったということで、これは認めたんですが、そうすると、質問をしたわけですが、ちょっと違う方向になってしまったので、その情報化推進委員会に諮ったときにどのような意見が出されたのかというところからお聞きしたいと思います。

○岩澤委員長 鈴木部長。

○鈴木総務部長 総務部、鈴木です。改めて結城委員、一般質問の答弁の際には、私のほうで文書管理委員会ではなく情報化推進委員会に諮ったということで訂正させていただきました。改めておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。今いただいた御質疑でどのような意見が情報化推進委員会が出されたかという御質疑です。こちらの6月23日に情報化推進委員会に諮らせていただきまして、生成AIの利用方針、ガイドライン、こちらの内容を審議していただいて確認していただきました。主に出された意見は、やはりセキュリティー対策に関する意見が多くありまして、当市が用いる生成AIを利用した際に、入力されたデータはサーバー上に残り続けるのかという御質問が委員の中からはありました。この質問につきましては、マイクロソフト社のサーバーには一定期間保存されまして、自動的に削除されることを確認しているということで回答させていただきました。また別の意見では、利用承認、こちらのほうは誰が行うべきか、誰が一番行うのが適切かという意見がありまして、やはりガイドラインどおり——組織の中のことを一番熟知している所属長、こちらのほうで承認していただくのが一番ベストであろうということで回答させていただきました。そのような意見が出されました。以上です。

○岩澤委員長 結城委員。

○結城委員 分かりました。私が一番心配するのはこのセキュリティーの問題で、情報化推進委員会のほうもセキュリティーの話が出たということなんですが、これを導入するときに、部長としてはこのセキュリティーについてはどのように考えたんでしょうか。一つ、これ、この間も市のホームページのほうで導入に至っての経緯というところで、取手市が利用するシステムを個人機密情報漏えいリスクが回避されておりと書いてあるんですが、これは、誰がどのように回避してるんでしょうか。

○岩澤委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 情報管理課、岩崎です。一般質問の際にもお答え申し上げさせていただきましたとおり、当市が用いているシステムは、マイクロソフト社のアジュールオープンAIでございます。こちらは、二次利用されないシステムとなっております。とはい

え、取手市の利用に際してはガイドラインで個人情報であったりを置き換えて二重のセキュリティ対策をして使っていこうということを担保して、利用に当たっているというのが現状です。以上です。

○岩澤委員長 結城委員。

○結城委員 マイクロソフトが使ってるアジュールなんですけれども、アジュールに関しては、たしかオープンA Iに出資を今年の1月にしていますよね。で、チャットG T Pが、実はウィンドウズでも使えるようになったわけです。そうすると、その二次利用できないという確証というのは、マイクロソフトが言っているからということなんですか。

○岩澤委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 当市が用いているシステムに関しては、株式会社アドバンスト・メディア社さんが開発したシステムにアジュールオープンA Iが入っているものです。株式会社アドバンスト・メディア社さんとマイクロソフト社さんで二次利用しない契約をしたもののアジュールオープンA Iを使っていますので、二次利用されないということがそこで担保されているというものです。以上です。

○岩澤委員長 結城委員。

○結城委員 分かりました。じゃあ取手市として実際に検証したわけではなくて、そういう契約を結んでいるから大丈夫だろうというようなことで——これも一般質問のとき聞きましたけども、お試しということで来年の3月——令和5年度末までということなんですけれども、例えばこのガイドラインをつくるときに——今A Iを使っている市役所がたしか小美玉市と笠間市かな、ここのガイドラインの中には問題が起きたときの対処のことまで書かれています、取手市のガイドラインにはその問題が起きたということを想定されていないガイドラインになっていますが、これはなぜですか。

○岩澤委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 基本的に使うときに二次利用されない、漏えいが心配がないもの、かつ匿名性を担保して利用するというものなので問題は発生しないという考え方から、このガイドラインを策定をさせていただきました。以上です。

○岩澤委員長 結城委員。

○結城委員 行政の——議会で使ってる——とはこれは違うと思うんですよ。Z o o mを導入するときに、ある職員さんの個人アカウントからZ o o m入れました。でも、この行政全庁で使うというときは、もっと十分に注意をしながらやらなきゃいけない、何かこのセキュリティが他人任せになってるという気がするんですよ、部長どうですか。

○岩澤委員長 鈴木部長。

○鈴木総務部長 お答えします。今結城委員おっしゃってたように、セキュリティ上の問題というのは一番重要な部分だと思っております。先ほど岩崎課長のほうからも答弁させていただきましたとおり、やはり二次利用という部分にはかなりのセキュリティ契約を結んでおりますし、私たち使うほうの職員にとっても、そこまで想定されるような情報を入手してそれを利用していくというところの想定はしておりませんので、これからいろんな分野で活用が展開されるようなこともあるとは思いますが、その都度その都度、その活

用する分野でどこまで線引きをしなくちゃいけないのかという、そのセキュリティー上の問題も含めて、その都度協議はしていかななくちゃいけないかなとは思ってます。現時点ではそこまで考えておりませんし、心配はしておりません。

○岩澤委員長 結城委員。

○結城委員 多分その「お試しだから」という言葉になってしまうとそれまでなんですが、全庁で使うとなると、お試ししてたからいいよという話ではないと思うんですよ。議会の事務局で使ってるのとは話が違うというふうに思うので、私はここは厳しく言っているんですけども、文書管理委員会にかけていなかったということですが、本来、公文書であれば、この文書管理委員会にかけないといけないんじゃないかと思いますが、これはいかがですか。

○岩澤委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 お答えいたします。文書管理委員会に諮る必要はないというふうに理解しております。その理由は、文書管理委員会は主に文書の管理、保存、保管をはじめ、ファイリングシステムに関することを所掌事務としているからということで、私どもとしては情報化推進委員会のみ、協議をいただいたというところと考えております。

○岩澤委員長 結城委員。

○結城委員 ただこれ生成A Iを使って要約文書にしても、これは公文書になるわけですよ。

○岩澤委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 生成A Iを利用して文書の形ができて、それを職員が、誤りがないとか様々確認して、そこから初めて起案に回していくというところですので、従前であればインターネット検索をして、デジタルの前であれば——例えば、何ですかね、公文例規程に基づいた例から文書を立ち上げていくという考え方ですので、そこはまだ文書というふうに至ってるというのは理解していません。

○岩澤委員長 結城委員。

○結城委員 いや私が聞いたのは、公文書になるんですかという話なんです。

○岩澤委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 その生成A Iを使って文書の形ができて、そこで起案を起こして発出するときに、ここで初めて文書になるというふうに理解しております。

○岩澤委員長 結城委員。

○結城委員 ということは公文書になるということなので、本来だったら文書管理委員会にも諮って、どうなんですかと。だから例えば情報推進委員会にかけるのも、それはそれでいいでしょうし、両方につけないといけなかったんじゃないのかなと。これから多分、この次の質疑に入りますけれども、来年の6月——来年の令和6年度3月末には、このアドバンスト・メディアとの協定が切れます。これ一般質問でも聞きましたけれども、これが切れた後に、ロードマップとしてはどのようにこれを使っていくんでしょうか。

○岩澤委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 現在、検証作業中ですので、これを継続して、取手市行政として使

っていくのかいかないのか、ここは今の時点ではお答えすることができません。以上です。

○岩澤委員長 結城委員。

○結城委員 実はこれは議会事務局で——議会で私たちが今使ってるのはサイドブックスというアプリを使っています。もう一つモアノートというのがありました。多分私、今年の9月の決算のときにも言ったんですけど、モアノートのほうが安いんですよね。導入過程については言いませんけれども、私たちこの間、モアノートの指導というかプレゼンテーションがありました。そうすると、モアノートが高くても、私たちサイドブックスでもう慣れてしまっているんで、みんなの意見はサイドブックスのほうがいいよねという話になってしまうので、その——一応仕様で使うときに、いろいろなものを検討するべきだろうと思うんですよ。行政専門の「マサルくん」でしたっけ、こういうのは、笠間……

[高橋議会事務局主事ベルを1回鳴らす]

○結城委員 (続) 小美玉でもやっていますけれども、こういったものを比較対象の中で導入するという考えなんでしょうか。

○岩澤委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 使い方の操作研修を今、現時点で使ってるシステム行っていますので、これがまた別のシステムですと、また別の研修会をやっている間に検証期間は終わってしまうというふうに考えております。なので、まずは取手市の、私どもとしては、今あるシステムでの有効活用を図って、それが有用か有用でないのか、これらを判断をしていきたいというふうに考えております。

○岩澤委員長 結城委員。

○結城委員 分かりました。さっき議会の私たちの例を挙げましたけれども、今度は有料になると思うんですよ。アジュールも無料ではありません。ですからそのところのお金のコストの問題と、その使い勝手の問題といろいろな検証をして、行政というのはどちらがいいか取捨選択するしかないんだろうと思います。これはもうこれ以上言いませんけれども、以上です。

○岩澤委員長 次に、落合委員。

○落合委員 おくやみデスクについてお聞きします。今年、3年目に入ったおくやみデスクの利用者の声、また状況についてお聞かせください。

○岩澤委員長 安田課長。

○安田市民課長 市民課、安田です。落合委員の質疑にお答えいたします。令和2年7月より、おくやみワンストップサービスを開始して、遺族は事前に予約後に必要な手続をおくやみデスクでワンストップで済ませることが出来ます。利用者の多くは高齢な方が多く、おくやみデスクでは必要な手続を完結できるため、助かりましたという声が多く伺っております。また、手続をする方の情報を事前に把握することで、御遺族の手続に要する時間や精神的な負担を軽減することができております。利用状況については、令和2年度407名、令和3年度520名、令和4年度653名、令和5年度——これは9月15日時点になりますけれども220名。利用率はおくやみデスクの案内通知を受けた御遺族の約50%が利用している状況です。以上です。

○岩澤委員長 落合委員。

○落合委員 分かりました。私も本当に、利用された方からたくさんの、助かったという利用者の声をお聴きしております。ただちょっと、今度場所なんですけれども、よその市町村なんかでは、おくやみ窓口デスクのスペースがある市役所なんかですと、ブースを設けたりですとか、あとパーティションですとか仕切りをしたりですとか、場所がないようなところでも、カーテンをして区切って周りを気にせず様々な手続をできる——しているところがあると思うんですが、場所に関しての利用者の方から、何かそういったお声というのは入ってますでしょうか。

○岩澤委員長 安田課長。

○安田市民課長 お答えします。以前、落合委員のほうからお話がありました。通路に面しているので、ちょっと見えるということでお話はあったかなと思います。以上です。

○岩澤委員長 落合委員。

○落合委員 今、通路からちょっと中に入ったところに相談デスク、窓口があるんですけれども、やっぱりあそこの通路は、今、マイナンバーカードの申請されてる方が、議会棟のほうに今設置されてまして、結構人通りも多くて、国のほうのガイドラインも、できるだけにぎやかな場所ですとか、静かにお話ができる場所、プライバシーを確保できる場所とあるんですけれども、その辺の市の認識、どのようにお感じになってるのかお聞かせください。

○岩澤委員長 安田課長。

○安田市民課長 お答えします。設置当初、おくやみデスクに関しては配置場所の検討を行いました。おくやみデスクの運用に当たっては、市民課で必要な手続を取りまとめること。あと来庁した際に対応できる環境を考慮した結果、現在の位置に決定したという状態であります。それと、令和4年度にマイナポイントの申請支援の混雑を緩和するために、今、おくやみデスクについては、そのおくやみデスクを市民課側に移動した経緯があります。それで一時的に通路側へ飛び出すような形になってまいりましたけれども、マイナポイント支援窓口が、先ほど落合委員もおっしゃっていらっしゃいましたが、別の場所に移動したということで、元の位置に戻しました。その際には、戻す際に、通路から見えにくいような形で、前の位置よりもできるだけ奥側に設置している状況ではあります。以上です。

○岩澤委員長 落合委員。

○落合委員 限られたスペースで、できる限りのことをしていただいて、ありがとうございます。もう少しパーティションですとかカーテンなんかで仕切ったりという御検討というのはいかがでしょうか。

○岩澤委員長 安田課長。

○安田市民課長 お答えします。グリーンケアの観点から遺族をサポートするということの重要性は認識しておりますけれども、限られた庁舎内の配置状況ですと、ちょっと見直しは今のところ難しいかなということでもありますけれども、ちょっと検討してはいきたいと思います。以上です。

○岩澤委員長 落合委員。

○落合委員 そういうお声もいただいておりますので、できる範囲で御検討いただきますようお願い申し上げまして終わりにします。ありがとうございました。

○岩澤委員長 最後に、根岸委員。

○根岸委員 お願いいたします。東海村との広域避難協定について、何点かお伺いいたします。9月6日付の毎日新聞と読売新聞の地方版に、県が日本原子力発電に対して、苛酷事故が発生した場合の放射性物質拡散予測の追加試算を求めるといった記事が載っておりまして、その後9月8日に実際そういうことを県が日本原電に求めたというところだと思っておりますけれども。この件について、県から報告連絡というのはあったのでしょうか。

○岩澤委員長 齊藤次長。

○齊藤総務部次長 お答えさせていただきます。今、委員がおっしゃったように、9月8日に日本原子力発電に要請したということでございます。県から委託を受けた民間事業者が、日本原電から提出された放射性物質の拡散予測を活用して、避難時間であったり渋滞場所を分析し、避難経路の見直し、渋滞の解消方法を検討するというところでございました。調査結果につきましては関係自治体に公表し、避難計画に生かしてもらう予定だと聞き及んでいますが、県からの報告はなかったものですから、我々のほうで県のほうに確認させていただきました。以上です。

○岩澤委員長 根岸委員。

○根岸委員 東海村との広域避難協定を結んでいることから、やはりそういった重大といえますか、いろんな詳細がどんどんこう変化していく中で、30キロ圏内ではないんですけれどもそういう協定を結んでいるという状況から、やはり県からしっかりとその連絡、報告というのは受けるべきかと思うんですけれども、その点に関してはいかがでしょうか。

○岩澤委員長 齊藤次長。

○齊藤総務部次長 お答えさせていただきます。県の原子力対策課のほうに、この質疑を受けてから連絡をさせていただいて、そういった情報は密にさせてくださいということで申入れしました。以上です。

○岩澤委員長 根岸委員。

○根岸委員 続いて、コロナ対策によって、1人のスペースが2平米から3平米に変更になりました。結果、取手市の受入人数というのは何名に減少したのでしょうか。

○岩澤委員長 齊藤次長。

○齊藤総務部次長 お答えさせていただきます。コロナ感染対策によって、1人当たりの居住スペースが2平米から3平米になりました。東海村からの避難所——避難者の受入人数は2万3,220名から1万5,461名、7,759名減少しました。以上です。

○岩澤委員長 根岸委員。

○根岸委員 その減少した数については、今後どういう形になるのでしょうか。

○岩澤委員長 齊藤次長。

○齊藤総務部次長 お答えさせていただきます。新たな避難所の確保に向けて調整を行っています。あさって、その避難先の選定に当たって——あさって9月21日になりますけ

ども、県の原子力安全対策課とも協議を行う予定で今進めています。取手市を含む3市における、例えば民間企業への協力も念頭に検討していきたいというふうに考えてます。

○岩澤委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。さらに、地域防災計画に原子力災害についてという、今記述がないんですけれども、今回この広域避難という形の受入れとはまた別に、やはり取手市は3・11の際にはホット——雲の状況によって放射能が降り注いだという事実もありますので、原子力災害についての詳細を地域防災計画に盛り込む必要があるかと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○岩澤委員長 齊藤次長。

○齊藤総務部次長 お答えさせていただきます。取手市は東海第二発電所から30キロ以上離れておりますけれども、原子力災害対策重点区域外、UPZ圏外に位置しておりますが、今後東日本大震災のような大規模な災害が発生した際には、本市におきましても放射性物質の影響が出るということも否定できないことから、他市町村における地域防災計画への明記状況を踏まえながら、作成を検討してまいりたいと考えてます。以上です。

○岩澤委員長 根岸委員。

○根岸委員 しっかり対応のほうお願いしたいと思います。

次です。福祉避難所への避難方法について伺います。現在、要支援者等は直接福祉避難所へ避難できる状況にありますでしょうか。

○岩澤委員長 齊藤次長。

○齊藤総務部次長 お答えさせていただきます。一般の避難所に避難してきた方で、福祉避難所への対応が必要となった場合、福祉避難所の開設を進めています。取手市の現在の運用については、これに沿って移動していただくことを想定してございます。しかしながら、内閣府が令和3年5月にそのガイドラインの一部改定を行いまして、指定避難所への直接の避難の促進について明記されました。概要としては、地区防災計画や個別避難計画の作成のプロセスを通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、事前に福祉避難所ごとに受入れが——受入れ対象ごとの調整などを行うというふうになっておりますので、現在福祉部とともに個別避難計画の整備を進めております。内部関係部署と協議を進め、ガイドラインに沿った運用ができるように検討していきたいというふうに思います。以上です。

○岩澤委員長 根岸委員。

○根岸委員 要支援者の方というのは、高齢者はもちろんなんですけれども、例えば体温の調節が難しい方とか肢体不自由の方とか、あと精神的に不安定な方とかいろんな方いらっしゃって、もう本当に、家からどこか移動するというだけでも非常に負担がかかると思うんですね。それを、まずは普通の避難所に行ってから、そこからまたさらに福祉避難所というのは非常に負荷がかかると思いますので、早急に直接行けるような形で対応というか整備を進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次、行きます。6月2日・3日大雨災害に伴う道路冠水の情報について伺います。道路冠水情報は通報としては86件あったという御報告だったんですけれども、こちら実際、

何か所の冠水情報だったのでしょうか。

○岩澤委員長 飯竹課長。

○飯竹管理課長 管理課、飯竹です。よろしくお願ひいたします。先ほど御質疑いただきました86件ですが、こちらは国道や県道も含めまして、道路冠水が発生している情報としまして86件いただいております。この86件につきましては、例えば同一箇所、延長が長い路線につきまして複数件同じ場所について情報をいただいている。また、ダブルカウントであったり、そういったカウントが重複しているケースもございました。そういったところから、また通行——職員のほうが現場を確認しまして、通行に支障がないような場所でもというような場所もございまして、結果、市内で通行止めを行った件数としましては、22件通行止めを行っております。以上です。

○岩澤委員長 根岸委員。

○根岸委員 22か所として——その86件は集約したところ22件になったというところで、その22件に対しての情報発信というところなんですけれども、ホームページを見て確認したところ、最終17件の箇所の記載がなされていたんですけれども、その22件と17件の差があるのはなぜでしょうか。

○岩澤委員長 齊藤次長。

○齊藤総務部次長 お答えさせていただきます。ホームページに掲載されてます過去の緊急情報一覧、私も確認させてもらいました。例えば、「〇〇地区が通行止めになっています」のページと「〇〇地区の通行止めを解除しました」のページが、対になっていないものがありました。通行止めの情報がホームページに掲載するまでは、まず市民から情報を受けて、それを土木班が現場を確認して、必要に応じて通行止めの対応を行います。その情報を基に情報班がホームページへ掲載するという流れになってます。なるべく迅速な情報提供に努めてるんですけども、どうしてもその通行止めを開始したと同時にホームページにアップというのが、タイムラグがあって難しいなというふうに感じてます。また市民からの情報提供だけでなく、土木班が実際に現場パトロールして通行止めの措置を行う場合もあります。そのあとすぐに水が引いて解除する場合など、通行止めのページがまずホームページに上がらずに解除のみの情報が提供される場合があります。そこで数字が下がるのかなというふうに思います。いずれにしても、今後できる限り分かりやすい情報発信に努めていきたいと考えてます。以上です。

○岩澤委員長 根岸委員。

○根岸委員 今、最後におっしゃられたところなんですけれども、ホームページの掲載方法、今回すごく小さい地図が載っていて、実際どこだかちょっと分かりづらいというところがあったので、どなたかの一般質問でも答弁があったかと思うんですけども、グーグルマップを使用しての掲載方法というのは、現在検討されていますでしょうか。

○岩澤委員長 齊藤次長。

○齊藤総務部次長 お答えさせていただきます。委員おっしゃるように、電子地図から切り抜いた一部の画像を掲載するのがすごい分かりづらいということがありまして、アクセスした人が自由に縮尺等を変更できて、そういったものもグーグルマップを活用するとい

う提案がありましたものですから、早速今月の台風 13 号対応の時には情報班に取り組んでいただきました。既に対応している状況でありますけども、引き続き、分かりやすい情報提供に努めていきたいというふうに思います。

○岩澤委員長 根岸委員。

○根岸委員 引き続きよろしく願いいたします。以上です。

○岩澤委員長 以上で、通告された質疑が終わりました。これで総務部、政策推進部、財政部等所管の付託議案外の質疑を終わります。執行部の入替えを行います。執行部の皆さんありがとうございました。

休憩いたします。11 時 40 分より再開いたします。

午前 11 時 34 分休憩

午前 11 時 40 分開議

○岩澤委員長 それでは再開します。

続いて、議案第 49 号、令和 5 年度取手市一般会計補正予算（第 7 号）の所管事項のうち、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管を議題といたします。本件につきましては、8 月 29 日にオンラインにより詳細な説明が行われています。

お諮りします。ただいま議題となっている事件について、説明を省略することに、賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○岩澤委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては、説明を省略することに決定しました。

これから質疑通告順に質疑を行います。質疑通告は、関戸委員、小堤委員の 2 名から通告がありました。それでは通告順に従い、質疑を行います。

最初に、関戸委員。

○関戸委員 消防について、お聞きします。櫛木消防署の排水配管の沈下ということで説明されていますが、これどの程度、年間沈下をしているのでしょうか。

○岩澤委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 消防本部、仲村です。関戸委員の御質疑に答弁させていただきます。櫛木消防署は竣工から 40 年が経過しております。今回、修繕する排水管については、20 年以上前に一度修繕をしております。この排水管は、修繕後 20 年以上の年月をかけ、現在の状況となっておりますと考えておまして、場所によって沈下の度合いに差があるものですから、年にどの程度沈下しているかは把握し切れておりません。玄関前の基礎部分などでは、建築後と考えられますが、数十センチ——十数センチ程度の沈下の跡が確認できます。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 沈下の要因なんですけども、やっぱり地盤の問題なんですか。だとすれば、今後の対応になるんですが、沈下の要因です。

○岩澤委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 お答えいたします。櫛木消防署が建設される以前、こちら国土地理院の

航空写真なんかで確認しておるんですが、柵木消防署の敷地周辺は、以前は——建設以前は水田となっていたような形に伺いました。こういったことから、もともと地盤が軟弱な土地と思われ、少なくとも柵木消防署の敷地内では地盤沈下が少しずつ進んでいるものと考えられます。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 消防署ですから、そういう意味では災害の第一線の建物になるわけです。この点では、建物そのものについては大丈夫なんでしょうか。

○岩澤委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 建物そのものということで、現在、建物そのもの自体には地盤沈下の影響は出ておりません。しかしながら周辺の土地が、車庫前であったり、そういったところが多少沈下している部分が見受けられますので、こちらは確認のたび、修繕をしている状況であります。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 くいを打ってるから建物が動かないとすれば、周りが沈下していくということだと思っただけですね。分かりました。

それでは防水スーツについて、お聞きします。今回、水面活動用の防水スーツを12着なんですが、これ12着でよいのかというのをちょっと聞きたいんですが、数なんですが。

○岩澤委員長 中村課長。

○中村警防課長 関戸委員の質疑についてお答えします。今回の双葉地区で発生しました大雨による消防対応では、現在4艇あるウレタンボート1艇につき4名での現場活動を行いまして、最深部の浸水状況を踏まえたと、所有していた4着での防水スーツでは不足していた状況でありました。今後は、浸水の深さが胸の高さ以上と予想される場合は、活動隊員には防水スーツを着用させて対応したいと考えております。また現在、消防本部では4艇のウレタンボートを保有してまして、1艇につき4名の隊員で活動するためには、防水スーツは合計16着必要でして、現在4着保有してありますので、不足する12着を導入したいと考えております。さらに水害の浸水状況によっては、防水スーツが2名、胴長ウェーダーで2名、またはあとは胴長ウェーダーのみでの活動も考えられますので、現在のところ消防本部では、保有している防水スーツ4着と今回導入予定の12着、合計16着での現場対応が可能と考えております。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 今後の水害、想定される集中豪雨、そういうことを考えると、やっぱりここは相当しっかり対応しておかなきゃなんないなと思ってるんですが、消防団への配付というのは考えているんでしょうか。

○岩澤委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 消防本部、仲村です。消防団への貸与ということでお答えさせていただきます。消防団員には、今後水深のある場所——こちらは乗船した上での活動ということを推進していきたいと思っております。胴長靴で——ウェーダーで対応できる深さを基本とした活動をしていただくことを進めていきます。こういったことから、防水スーツの配

付は考えておりません。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 今回の双葉の水害でも、消防団も相当頑張っています。そういう意味では今後のことを考えると、そういう配付もしっかり対応しておく必要があるんじゃないかというふうに考えています。ぜひ検討していただければと思います。

次に、タイガーダムについてお聞きします。長さ15メートル、高さ50センチ、2.7トンの水が入るといことなんですが、これ真横からの水圧への対応というのは、これ丸いから転がるというふうに思うんですが、この点ではどんな対応が考えられるのでしょうか。

○岩澤委員長 中村課長。

○中村警防課長 質疑にお答えします。斜めでの設置ですと、車止めで抑えるとか、あとは専用の止め具も購入できますので、それで対応できると考えております。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 今回、2本ということ——2本でしたっけ。横に並べて縛れば相当効果が出るのかなと思うんですが、そうでしょうか。

○岩澤委員長 中村課長。

○中村警防課長 お答えします。設置の高さによって、最大で下が5段とか、2段目が4段積み、3段積み、2段積み、1段積みと、最大で2メートルぐらいの設置高さがありますので、頑丈な、横からも耐えられる仕様となっていると考えます。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 既にこれタイガーダムを実際使っているところなんかは、御覧になってきているのでしょうか。

○岩澤委員長 中村課長。

○中村警防課長 お答えします。実際の災害現場での設置は確認はできていません。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 水を入れるということから、消火栓から入れるということになるんだと思うんですが、それ以外にも入れる方法はあるのでしょうか。

○岩澤委員長 中村課長。

○中村警防課長 お答えします。基本としましては消防水利にポンプを置きまして、ホースを延長してでの注水を考えているんですが、もしも水利が遠いとか、最悪の場合を想定しまして、2.7トンの水量ですので、消防タンク車を2台で運用しますと1本分は賄えるのかなと考えております。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 今回、消防で柵木に置くということなんですが、これ消防だけでなく消防団での活用も可能だと思うんですが、いかがでしょうか。

○岩澤委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 消防本部、仲村です。ただいまの質疑にお答えいたします。消防団での活用ということで、今年度も消防団を含めた訓練なんかも実施しております。そういった

ことから、消防団での活用も十分考えられると考えております。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 ぜひ有効に活用していくという点では、訓練なども含めて実際にやっていただいで対応するようにお願いしたいと思います。

次の質疑に入ります。教育埋蔵文化財調査です。例年より件数が増えている要因は、これ生産緑地の解消も影響しているのでしょうか。

○岩澤委員長 塚本課長。

○塚本生涯学習課長 生涯学習課、塚本です。関戸委員の御質疑にお答えいたします。今年度補正予算で増額する市内遺跡の確認緊急調査事業は、市内遺跡約90か所の遺跡の範囲内で、開発行為や住宅建築等の土木工事が計画された場合に、工事の範囲内に竪穴式の住居の跡や古墳などの埋蔵文化財が存在するかどうか確認するための試掘と呼ばれる調査を実施するものです。増額の主な要因としましては、傾向として昨年度下半期から、市内遺跡の範囲内で住宅の建設や開発の数が多いこと、また例年より広い面積での開発が多くなったため、その結果、確認調査の日数や費用が増加しているところでございます。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 生産緑地が解消されて住宅になったというところも、この中にはあるのでしょうか。

○岩澤委員長 本橋センター長。

○本橋埋蔵文化財センター長 関戸委員の質疑にお答えいたします。埋蔵文化財センターの本橋です。平成5年に【「平成5年」を「令和5年」に発言訂正】実施しました——現在までに実施しましたのが7件になりますが、そのうちの2件が生産緑地だったところが再申請しなかったということを確認しております。——大変申し訳ございません。訂正させていただきます。令和5年に実施した確認調査になります。

○岩澤委員長 訂正を認めます。

関戸委員。

○関戸委員 その影響もあるんだろうなと思うんですが、調査の一部を——私もちょっと見ているんですが、この調査の方法について、簡単で結構ですから、ちょっともう1回説明していただけますか。

○岩澤委員長 本橋センター長。

○本橋埋蔵文化財センター長 お答えいたします。確認緊急調査になりますが、まずは埋蔵文化財が実際に工事等の計画地に存在するかどうか、そういったものを確認する調査になりますので、計画地全体を掘削するのではなくて、その一部分を掘削する方法になります。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 その一部分なんですが、例えば、300坪の土地でしたら何か所というふうになっているのでしょうか。

○岩澤委員長 本橋センター長。

○本橋埋蔵文化財センター長 お答えいたします。明確な基準はございません。一部分と

いうことで、まずは事業者との意向等も関係します。実際のところは、敷地全体を掘削するような工事内容であれば、範囲は——埋蔵文化財が壊れてしまう可能性というのは敷地全体になりますが、敷地に一部駐車場があったりですとか、庭があるような計画になりますと、実際に壊れてしまうところは掘削を行う建築物を建てるところになりますので、そういったものは事業者と協議の上決定していきます。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 そうすると、そういう場所を……

〔高橋議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○関戸委員 (続) 特定して、最初に何センチ掘るんですか。

○岩澤委員長 本橋センター長。

○本橋埋蔵文化財センター長 お答えいたします。何センチという決まりはございません。茨城県や千葉県近郊では遺構確認面という、埋蔵文化財の住居の跡であるとか、古墳の痕跡を確認できる面が、関東ローム層の直上となっております。ですので関東ローム層まで掘り下げますが、そちらの関東ローム層までの堆積というのは、本当に数メートル違うと変わってまいりますので、その場に応じまして調査員のほうで判断しております。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 時間がないので、市民会館地下の雨水ポンプについて、雨水ポンプの不調は今回が初めてだったのでしょうか。

○岩澤委員長 飯山課長。

○飯山文化芸術課長 文化芸術課、飯山です。関戸委員の御質疑にお答えいたします。市民会館には、機械室とボイラー室の2か所に排水ポンプが設置されています。各部屋に排水ポンプ2台で1セットとして設置されており、通常は1台が交互に稼働し、水位が大幅に上昇した際には2台同時に稼働して排水する仕組みとなっております。排水ポンプの不調については、2年ほど前には各部屋のポンプ機2台のうち1台が不調であることを把握しておりました。これまで一度も機械まで浸水する直前のレベルまで達することはなく、万が一浸水の危険レベルまで達しそうな場合には、可搬式のポンプで対応可能と想定し、様子を見ておりました。6月の大雨の際に水位が急激かつ大幅に上昇していることが初めて確認されたところでした。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 直前の危険レベルまで達したということで、そこからあれでしょうか、排水ポンプを設置して排水をし続けたということでしょうか、どういう対応になったのでしょうか。

○岩澤委員長 飯山課長。

○飯山文化芸術課長 お答えいたします。今回初めて、機械まであと10センチという浸水危険直前まで——レベルまで達したものの、2台の排水ポンプのうち1台が正常に稼働し大事には至りませんでした。万が一の場合は、可搬式のポンプで排水の補助をする準備をしておりました。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員、よろしいですか。

○関戸委員 分かりました。

○岩澤委員長 次に、小堤委員。

○小堤委員 よろしくお願ひいたします。私も、先ほど関戸委員からありましたけれども、消防費、備品購入費、いわゆるタイガーダムについてお聞きしたいと思ひます。これ議場のほうでも、たしか齋藤久代議員だったと思うんですけど、質疑してはいたけれども、いろいろ話出てましたんで、ほぼほぼ分かった感じがしますけれども。この購入数、今回の補正では2本ということですけども、今後これを毎会計年度の一般会計予算で上げていくという、こんな考えはありますでしょうか。

○岩澤委員長 中村課長。

○中村警防課長 小堤委員の質疑にお答えします。今回補正でタイガーダム2本を購入要望させていただいた理由につきましては、双葉地区水害発生時の住民から聞いた雨水が流入してきた情報と、6月3日の双葉地区水害の上空映像を基にしまして、雨水流入箇所が確認された双葉三丁目北側の勘兵エ堀排水路付近の道路2か所と、双葉一・二丁目の南側にあります4か所の緑道、あとはいずれもこれは設置幅が少ない4メートル以下の箇所ですので、ここは土のう積みでの対応としまして、双葉一丁目にある設置幅の大きい第2公園北側の道路につきましては、ここが26メートルありますので、ここをタイガーダム2本30メートルで対応することになりまして、今回の補正を要望させていただきました。以上となります。

○岩澤委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。このタイガーダムの仕様とか見てますと、丸めて軽くて、2人、3人で展張して水入れてというふうに、非常にいろいろなところで使える利便性の高い設備かと思うんですけども、双葉地域に最優先でそういうふうに対応するというのは分かるんですが、これほかところでも、内水とか氾濫は取手市内いろんなところにあるわけですので、もっともっとこれ増やしていったほうがいいのかというふうには私と思ひました、今2本という数を聞きまして。それを考えますと、今回、柵木消防署にタイガーダムを配置するという話ですけども、これ将来、例えば増やしていったにしても、2本のままであっても、車に——車両に載せられることを考えると、消防本部のほうに置いたほうがいいのかというふうには思ひますけど、この辺はいかがでしょうか。

○岩澤委員長 中村課長。

○中村警防課長 お答えします。今後、タイガーダムの導入が増えた場合ですと、基本は柵木消防署に配置しまして、車庫も大きいことも考えまして設置するにはよいかなど。あとは搬送するトラック関係も置いてありますので、そこから各箇所のほうに対応したほうが災害現場のときはいいのかなど考えておりますので、現在のところは柵木消防署の配置を考えております。以上です。

○岩澤委員長 小堤委員。

○小堤委員 このタイガーダムは水防関係だけではなくて、危険物の流入を抑えるとか、そういったことにも効果的であるというふうにはうたわれていることから考えると、柵木消

防署ではなくて消防本部に置いて、そこから各取手市全体のところに搬送することが容易であると思いますので、そのほうがいいのかなどというふうに私はこの質疑を聞いて思いました。

それで3つ目なんですけれども、このタイガーダムを使うに当たっての運用基準というんですか、どういうときに、どういうふうに——双葉地域を最優先にということは分かるんですけれども、そのほかのところでも使う可能性は多々あるわけですので、ある程度基準をつくって、それに基づいて、何となく使うではなくて、しっかり運用していったほうが良いと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○岩澤委員長 中村課長。

○中村警防課長 お答えします。今回のタイガーダムの設置は、大量の雨水が流入してからですと設置が困難となると。事前の設置を基本と考えてまして、現在、気象庁からの正確な台風進路や線状降水帯の発生情報も事前に発表されますので、その情報を基に、市内の降雨状況や道路の冠水状況、あとは排水状況などを市の関係部局と協議した上で設置していくことを考えておりまして、雨量等による詳細な運用基準は設ける予定は現在のところありませんが、危険物の流出とかその他の活用状況も考えますと、今後そういった運用基準を設ける必要があるのかなと考えております。以上です。

○岩澤委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。まさしくそういう有効な設備ですので、移動可能な設備ですから、誰がどのような状況のときに何人で搬送するのかとか、そういったことを決めておいたほうがこの設備の活用状況はよくなると思いますので、ぜひよろしく願います。以上です。

○岩澤委員長 通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。ただいまの通告委員の質疑応答の経過から、疑義がある委員はおりますか。——なしと認めます。以上で、この議題の通告された質疑が終わりました。これで、議案第49号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第7号）の所管事項のうち、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の質疑を打ち切ります。

続けます。教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に質疑は一問一答とし、質疑のみで5分とされています。質疑は通告順に行います。質疑通告は関戸委員、久保田委員、小堤委員、落合委員の4名から通告がありました。

最初に、関戸委員。

○関戸委員 夏休みが終わりました。今コロナが増えてきているんですが、休み明けの学校で、コロナの感染というのはどんな状況だったのでしょうか。

○岩澤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 保健給食課、大野です。関戸委員の御質疑にお答えいたします。夏休み明けの学校の状況でございますけれども、9月4日現在、市内小中学校では、新型コロナウイルスに罹患して学校を欠席した人数は、小学校で17名、中学校では11名になります。小学校で全児童の0.4%、中学校では全生徒数の0.5%になります。また、先週、

9月14日の状況なんですけれども、こちらは小学校で18名、中学校では16名がコロナ感染を理由に学校を欠席しているような状況でございます。夏休み前、そして夏休み明け、先週の状況から見まして、コロナ感染を理由に学校を欠席している児童生徒の数は増加傾向にあると考えられます。これは、取手市の小中学校だけに限られたことではなくて、竜ヶ崎保健所管内でも、9月以降、右肩上がりに感染者の数が増えてきており、全国的にコロナの感染が広がってきているものと思われまます。なお、コロナ感染を理由に学校を欠席している児童生徒の数も増えてはきておりますけれども、インフルエンザ、こちらの感染を理由に学校を欠席している児童生徒の数が、それ以上に目立ってきている状況が見られるところでございます。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 インフルエンザでお休みしてるほうが、コロナよりも多いということですか。

○岩澤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 お答えいたします。実際にコロナの感染で欠席しているお子様よりも、インフルエンザを理由にして学校を休まれているお子様の数のほうが多い状況でございます。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 教職員、先生はどうか、コロナについては。

○岩澤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 お答えいたします。直接報告は受けてはおりませんが、若干名、コロナでお休みになられる教職員の方もいるということで把握しております。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 感染防止対策という点では、引き続き、どんなことに取り組む予定ですか。

○岩澤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 お答えいたします。コロナが5類に移行されたのが令和5年の5月8日になりますけれども、この5月8日に改定された国の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルや、県のガイドラインに基づき感染防止対策を継続しております。現在、市内小中学校では、登校前の健康観察アプリによる検温の実施、手洗い等の手指衛生やせきエチケットの指導、適切な換気の確保を行うとともに、発熱や咽頭痛、咳等、ふだんとは異なる症状がある場合には登校しないよう周知を図っております。また、学校内で感染が広がるおそれがある場合には、令和5年5月に改定された国の学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインに基づきまして、学校医等と相談を行った上で、必要に応じて学級閉鎖や学年閉鎖等の措置を行っているところでございます。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 万全な対策を引き続き取っていただければと思います。ありがとうございます。

次の学校施設について、お聞きします。生徒数が減少している学校、これが小中学校とも結構あると思うんですが、その校庭にある受水槽、この受水槽が校庭にある場合の水位

はどういうふうに調整をしてるんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○岩澤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 保健給食課、大野です。関戸委員の御質疑にお答えいたします。まず現在の各学校の受水槽や高架水槽の設置の考え方について御説明させていただきたいと思っております。各学校の受水槽や高架水槽は、設置する際に、その学校の児童生徒数や教職員数を踏まえ適切な規模の施設を設置していることから、生徒数の減少によって水位の変更等はしておりません。ただし、お子様たちが飲む飲料水になりますので、市内各小中学校の飲料水等につきましては、毎日、養護教諭が蛇口から採水を行いまして、残留塩素濃度を計測し、保健日誌に記録を行い、確認をしているところでございます。また、その際に残留塩素濃度が基準値に満たない場合、こちらにつきましては、教育委員会の施設担当課と連携を図り、その対応をしているところでございます。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 造ったときはその学校の規模、それに合わせて受水槽の設計をして、大きさを決めていると思うんですね。そこに入ってる水なんですが、水の回転率というのは、一日で全て回転するというふうになっているのでしょうか。

○岩澤委員長 答弁よろしいですか。

文隨補佐。

○文隨教育総務課長補佐 教育総務課の文隨です。関戸委員の御質疑に答弁させていただきます。校庭にある受水槽のほうの回転ということでよろしいでしょうか。

〔関戸委員うなづく〕

○文隨教育総務課長補佐 (続) 屋上に高架水槽を持っている学校がありますので、屋上の高架水槽の水位に合わせて、高架水槽の水位が一定まで下がったときに受水槽の水を屋上に汲み上げるということで回転させております。先ほど委員が言われました、一日に何回回転するかというところについては、今、把握はしておりません。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 団地なんかもそうなんですが、すごい居住数が減る、また高齢化に伴って水道を使う量が減る。ということは、大きな受水槽に8割入れておきますと、その水が全部使われない。もちろん塩素濃度を調べているんですが、そういうことになるんですね。ですから、受水槽の水位というのは調整をしてるはずだと思うんです。そういう点からちょっとお聞きしたんです。高架水槽については、当然、高架水槽の一定の水位を絶えず保つために下の受水槽からポンプアップしていますから、それは水位としては決まった水位で動いていると思うんですが、下の受水槽については今言ったような中身なんで、違いがあるんじゃないかというふうに思ったのでお聞きしています。ちょっと分からないということなので、それは分かりました。受水槽の中には、下の受水槽に蛇口がついてる学校も6校ほどあります。これは災害時にそこから水が使えるということなんですが、そういう意味では、水位というのが結構大事な要素になるのでお聞きをしたということです。

それでは、その次に市民会館の壁画について——ごめんなさい、もう一つ、すみません。水道が断水した場合、水道が断水した場合の使用について、何か、この受水槽との関係で

決めているのでしょうか。

○岩澤委員長 森川次長。

○森川教育次長 教育総務課、森川でございます。お答えをさせていただきます。今委員がおっしゃっているのは、恐らく日常などにおいて、学校生活が行われている場合において、例えば災害などがあつたときに、そういったその水の使い方を取り決めているかというようなことかと思っております。先ほど前半の総務部のほうでも同じ——同様の御質疑がございました。今のところ、はっきりとした取決めというのはございません。学校のほうでも日常生活において——日常の学校生活において、例えば災害が起きたときに、子どもたちを下校させるのが望ましいのか、あるいはその場で避難をさせるのが望ましいのかといったケースもございます。ですので、例えば残る場合であっても、子どもたちも一般の避難されてる方と同じ避難者という形になると思いますので、その辺りのところは総務部のほうから御質問——御回答ありましたとおり、今後ともよく話し合いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 前半の防災問題としてもお聞きしましたが、結構大事なことになるので、ぜひ、いろんな場面を想定して検討しておく必要があるというふうに思っています。

それでは、市民会館の壁画についてお聞きします。市民会館の正面の大きな壁画なんですけども、これは遠くからでもすごいよく見えるんですが、常磐線の鉄橋からも見れるんですが、どのように見えるか、御覧になっているのでしょうか。

○岩澤委員長 飯山課長。

○飯山文化芸術課長 文化芸術課、飯山です。お答えいたします。私も常磐線に乗るたびに必ず進行方向右側に乗って——右側に座って見るようにしております。

[笑う者あり]

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 よく見えるんです。よく見えるんですが、半分は真っ白なんです。そこは確認できてますか。

○岩澤委員長 飯山課長。

○飯山文化芸術課長 大変失礼いたしました。大きな絵が色鮮やかに見えております。ただその上、屋根の部分は白く見えていることを確認しております。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 この壁画を描くときに、そういうふうに半分が真っ白に見えるかと……

[高橋議会事務局主事ベルを1回鳴らす]

○関戸委員 (続) いうことも想定されて書いたのでしょうか。そこだけお聞きしたいと思います。

○岩澤委員長 飯山課長。

○飯山文化芸術課長 とても話題性のある壁画になるようにとして、市民会館の壁画を描かせていただきました。ただ、屋根の部分もあるねという、そのときに話題にはなりましたが、やはり屋根では壁面に描くよりは困難な面がございまして、今回は脇の壁面に描い

たところでは。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 検討されたということなんですね。常磐線に乗っていると、真ん中、本当に半分白く見えますからもったいないなというふうに思って。全部見えればいいなと思ったんですが、検討した結果だということなら分かりました。結構です。ありがとうございました。

○岩澤委員長 次に、久保田委員。

○久保田委員 私は、英語検定受検料補助事業についてお伺いします。まず最初に、市内の英語の取組についてをお聞きします。

○岩澤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課の丸山でございます。久保田委員の御質疑に答弁させていただきます。現状ということで、現在、英語教育は学習指導要領に基づき、小学校3・4年生で外国語活動として週1時間、5・6年生では週2時間、中学生は週4時間、英語の授業を行っております。本市としましては、英語を母国語とするネイティブスピーカーのALTを、本年度は昨年度より1名増員いたしまして14名配置しております——失礼しました。15名配置しております。授業の中で、できる限り生きた英語を聞くことで、児童生徒の発音やリスニングスキルを向上させ、英語でのコミュニケーション能力を育成しているところでございます。以上です。

○岩澤委員長 久保田委員。

○久保田委員 子どもたちの英語の発音や国際理解教育の向上を目的とする、そのALTの方の、今15名とおっしゃいましたけれども、直接そうやって触れる機会があるというのはとても大切なことだと思っております。続いて、英語検定受検料補助事業についてお聞きするんですが、私のところに保護者の方からの声が寄せられまして、ちょっとそれをお伝えしますと、「まず英語検定を持っていると、高校受験、大学受験のときに加点されることがある。また受検料が結構かかるので、もしも市からの補助があれば気軽に挑戦できる。また、取手市として応援していただけると学力向上にもつながるのではないかと思います」というような声が寄せられまして、このようなことに関してのお考えをお聞かせください。

○岩澤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課の丸山でございます。現在、本市では実用英語技能検定等の検定試験につきまして、個人の資格取得の機会と捉え検定料の補助を行うことは考えてございません。しかしながら、社会の急速なグローバル化の進展の中で英語力の一層の充実、学校教育にとって極めて重要であると考えております。教育委員会としましては、本年度ALTを増員したように、英語によるコミュニケーションの活動を重視した授業を展開していくなどして英語教育の充実を図り、その結果として、児童生徒一人一人が自信を持って検定に挑戦できるよう支援してまいりたいと考えております。以上です。

○岩澤委員長 久保田委員。

○久保田委員 また、その保護者の方からのお声なんですけど、この近隣市町村の事例と

いうことをいただきまして、龍ヶ崎市では年2回まで補助をされている。また守谷市では受検料の2分の1を補助していて、また電子申請も受け付けている。利根町でも受検料の2分の1を補助しているということで、やはり近隣市町村のところでそういう事例があると取手市ではどうなのというお声があったんですけども、これから検討というのはどうですか。

○岩澤委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えいたします。県内44市町村のうち、何らかの形で検定料の補助を実施しているのは、半数の22市町と把握しているところです。委員がおっしゃったとおり、近隣では龍ヶ崎市、守谷市、利根町が検定料の補助をしているということを把握しております。また、実施していない市町村としましては、つくばみらい市、牛久市等は実施しておりません。この検定料の補助につきましては、個人の資格取得ということで、そのほか漢字検定や数学検定などそのほかの検定もありますので、そういったところも踏まえると、現在のところは補助を考えていないというのが現状でございます。以上です。

○岩澤委員長 久保田委員。

○久保田委員 分かりました。今後この時代の流れとともに、やはり英語がとても大切で——今でも大切ですけども、またそういったことで先々は、もしくは検討していただける一つになればと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○岩澤委員長 次に、小堤委員。

○小堤委員 よろしくお願いいいたします。私は、旧戸頭西小の利活用について、お伺いいたします。まず初めに、教育総合支援センターの暫定位置づけについてですけども、これ先日、私も決算委員だったんですが、決算委員会の中でもこの件についていろいろと話が出ました。そして、私の記憶なんですけれども、4年か5年前にこの暫定という位置づけはどうなんだという話も出たことがあったと思います。それで、そのときの執行部側の教育委員会の回答は、一応暫定だとは言いながらも暫定ではないような、ちょっとその時あやふやな感じで終わってしまったような気はするんですけども、場所的には取手の真ん中にあるよりも、旧戸頭西小というのは意外と西部ですから、いろいろな面で、そこに通われる方とかの利便性ではなくて環境的なところでもいいんじゃないかというような話があったかと思いますが、この辺の位置づけについて——暫定という位置づけについてどのように考えているか、ここでちょっとよろしくお願いいいたします。

○岩澤委員長 高中課長。

○高中政策推進課長 政策推進課の高中でございます。お答えいたします。旧戸頭西小につきましては、教育総合支援センターやげんきサロン、市の行政文書の書庫等で暫定的に利用している状況でございます。廃校の利活用に当たりましては、校舎や体育館、校庭など様々な施設がありますが、できるだけ一体的に利活用できる方策が効率的で望ましいと考えております。市ではこれまでも先進事例の調査研究を進めながら、どのような用途で当該施設が使われることが望ましいか検討を進めてまいりました。しかしながら、周辺環境が大きく変わる中で、最適な利活用方針の策定までには至っていない現状です。また、旧戸頭西小はその立地から、ほかの廃校に比べて比較的用途の制限がなく、民間からの問

合せも複数寄せられております。過去の利活用の例を見ますと、敷地や建物を一体的に活用していただいたケースもございます。市としましては、このような民間の活力による一体的な利活用にも期待するところです。こうした機会を伺いつつ、利活用方針が定まるまでは現有施設を有効に活用するため、暫定的にはございますが、現在のような形での理由を継続してまいりたいと考えております。以上でございます。

○岩澤委員長 小堤委員。

○小堤委員 私聞いたのは、この教育総合支援センターの位置づけが暫定なのか、そうではないのかということなので、その辺お願いいたします。

○岩澤委員長 よろしいですか。

高中課長。

○高中政策推進課長 総合教育総合支援センターにつきましては、戸頭西小が閉校となった後に、藤代地区にかつてはあったんですけども、その戸頭西小が空いたというところで、こちらに移ってきたという経緯がございます。今後につきましては、教育委員会等も含めて検討していくということになるとは考えておりますけれども、先ほども申し上げましたとおり、一体的な活用等も含めて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○岩澤委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。では、暫定的であるという考え方でいいのかなというふうに思います。その旧戸頭西小なんですけども、校舎、体育館も含めましてですけども、これかなり大きいと思いますけど、この活用状況というのはどのぐらいなのでしょう。半分とか、教育総合支援センターが1階使っているとか、いろいろげんきサロンが使っているとかありますけど、どのような状況でしょうか。

○岩澤委員長 森川次長。

○森川教育次長 教育総務課、森川です。お答えをさせていただきます。今の政策推進課、高中課長、あるいは今委員のほうからも御紹介ありましたとおり、旧戸頭西小学校校舎、大きく分けまして敷地北側の校舎と南側の校舎大きく2棟に分かれております。北側の校舎につきましては4階建ての建物になっておりまして、一、二階こちら——1階の2部屋、こちらを介護予防拠点施設のげんきサロン取手西として、またその他1階2階の部屋については、行政文書の保管庫や防災備品の備蓄倉庫として活用している状況です。南側の校舎につきましては主に2階建ての建物となっております、暫定利用として1階、教育総合支援センターとして活用しているほか、2階部分についてはセンターの面談の部屋などとして必要に応じて活用しているところです。体育館につきましては、総合支援センターの活動で使用しているほか、市学校体育施設開放事業でも活用している状況です。以上です。

○岩澤委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。いろいろなところがいろいろな場所を使っているということが分かりました。ですので、決して空いてるところがたくさんあるとか、そういうことではないんだなというふうに感じました。それで、その校舎——体育館も含めま

してですけれども、この学校ではないという位置づけからなのか、外壁等がかなりくすんでしまって——汚れているといいますか、そういう状況でして、周りの地域の住民の方からも、ちょっと古いねと、汚れちゃったねというような声は聞くんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○岩澤委員長 森川次長。

○森川教育次長 お答えをさせていただきます。確かに旧戸頭西小の校舎、建築後40年から47年ぐらい経過しておるといところでございます。これまで外壁の塗装などやり直したというような履歴はございません。先ほど来ご説明をさせていただいてますとおり、現在、まだ戸頭西小学校の今後の利活用の方針というものが定まっております。暫定的ではありますが、様々な用途として利用しております。それら必要に応じた維持補修などは行っているところです。しかしながら、全体的な外壁の塗装などについては、費用対効果の面からも非常に難しい状況だと考えております。

○岩澤委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。ありがとうございます。財政面を考えると、なかなかそういうことはできないというのは分かります。それで、今言ったことと同じなんですけれども、地域の住民の方から、この戸頭——旧戸頭西小の校庭とか空いてるし、これを例えば売る——売却するとか貸すとか、そういうことでちょっと利活用していけば、草もいっぱい生えてるところもあるし、そういうところの環境面も整備されたりするのではないかなという意見がありました。今、高中課長が申されたように、旧白山西小は建設会社さんに一部売ったんですかね——ということもありますし、下水道の終末処理場も高額で売れて、それで今スーパーマーケットになってるということから考えると、そういった一体——全体的に売却するというのもあるでしょうし、一部貸し——貸すということもあると思うんですけど、もう一度繰り返しになってしまうかもしれませんが、その辺の大所高所から見た考え方というのはどのようでしょうか。

○岩澤委員長 高中課長。

○高中政策推進課長 お答えいたします。一体的な利用というのが一番望ましいのでありますが、なかなかそういうお話が出てこない場合もございます。その場合に、かつて幼稚園の建替えなどでお貸しした事例もございますし、そうした10年とか20年になってしまいますと、今後の跡地利用に差し障りがございますが、ある程度、1年前後等の期間でございましたら、幼稚園の建替えとか、そういったところにお貸しして、有効な活用を図っていくというのも考えではあるとは存じます。以上でございます。

○岩澤委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。短期的なそういう貸し方もあるということですのでけれども、長期的な目で市の総合計画等々を踏まえながら有効に利活用できればいいなと思います。以上で終わります。ありがとうございます。

○岩澤委員長 最後に、落合委員。

○落合委員 あれ。

○小堤委員 もう一つ、すみません。

○岩澤委員長 失礼しました。引き続き、小堤委員、お願いいたします。

○小堤委員 申し訳ございません。次、取手市火災予防条例第 23 条についてお聞きいたします。これ、6月の定例会で火災予防条例の一部を改正する条例というのが議案で出されて……

[高橋議会事務局主事ベルを1回鳴らす]

○小堤委員 (続) 可決したと思うんですけども、これについてお聞きします。喫煙所の標識を表示しなければならない場所というのは、どのぐらいあるんでしょうか。

○岩澤委員長 満課長。

○満消防本部予防課長 予防課の満です。小堤委員の御質疑にお答えします。取手市火災予防条例では、劇場・映画館・公会堂・集会場などの舞台や客席、また床面積の合計が1,000平方メートル以上の百貨店・マーケット・物品販売店舗の売場や展示部分では喫煙が禁止されてます。その喫煙が禁止されている場所以外のバックヤードなどに喫煙所を設ける場合は、喫煙所の標識を設けなければなりません。取手市内では、物品販売——物品販売店舗などの11の施設に喫煙所を設置しており、その全てに——その全てに喫煙所の標識を設けております。以上です。

○岩澤委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございました。11の施設でそういうバックヤード等に設けると、喫煙所としての標識を。これ、この間の6月のところで健康増進法により定められた専用の標識というところがありましたけど、そこと消防とのこの所要の整備というふうに6月の定例会で言われていましたけど、その辺のことをもう少し詳しくお聞かせください。

○岩澤委員長 満課長。

○満消防本部予防課長 予防課の満です。小堤委員の御質疑にお答えします。6月の第2回定例会で議案提出させていただき、御承認いただいた改正後の取手市火災予防条例第23条において、標識に関する規定が追加され、禁煙、火気厳禁、喫煙所の標識にピクトグラムを併用して掲示する場合、そのピクトグラムは国際標準化機構が定めた規格——ISO規格、または日本産業規格——JIS規格に適合するピクトグラムを使用することとなりました。また、今回ご用意させていただきました……

[満消防本部予防課長、資料を示す]

○満消防本部予防課長 (続) このような健康増進法により定められた喫煙専用室標識を設けた場合には、こちらの取手市火災予防条例による喫煙所の標識は不要となります。以上となります。

○岩澤委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございました。今、見せていただき、はっきりよく分かりました。このISO規格とかJIS規格とか、そういうものに適合するピクトグラムというので、標識があれば、消防の喫煙所というのは要らないということが分かりましたので、ありがとうございました。以上です。

○岩澤委員長 最後に、落合委員。

○落合委員 学校施設・放課後子どもクラブ施設の空調設備について、質疑させていただ

きます。言うまでもなく、学校は子どもたちが一日の大半を過ごす学習の場、生活の場
あります。学校の施設、整備を健全な状態に保つためにも、維持管理——法令にしっかり
基づいて行われていることと承知をしております。特にこの夏、本当に空調施設はもうフル稼働したのではないかな。それによって、子どもたちの快適な学習環境が維持されたこと
とっております。そこで、学校と放課後子どもクラブ、担当課は違いますので、まず
初めに学校施設の稼働状況。取手市は大体7年ぐらい前に普通教室のほうにエアコンが設
置をされ、その後、特別教室と段階的に整備のほうが進んで、今、体育館のエアコン設置
も検討段階に入っているような状況かと思いますが、その稼働状況について、まずお聞
かせください。

○岩澤委員長 森川次長。

○森川教育次長 教育総務課、森川でございます。お答えをさせていただきます。学校の
空調設備でございますが、全ての小中学校に、平成27年から28年にかけて普通教室、
令和元年から2年にかけて特別教室に整備をしてまいりました。委員から今ご案内い
ただきましたとおり、普通教室の空調設置からおおむね7年から8年が経過しておりまし
て、経年から一部機器におきましては故障などの対応が必要になると散見している——散
見されている状況です。特別教室のほうは設置からまだ三、四年ということも加え、普通
教室に比べまして稼働時間も短いということもございまして、故障等は現在のところ少な
い状況です。以上です。

○岩澤委員長 落合委員。

○落合委員 分かりました。次に、メンテナンス状況について、お聞かせください。

○岩澤委員長 森川次長。

○森川教育次長 お答えをさせていただきます。学校につきましては、空調機器、台数も
非常に多いということもございまして、空調などの業界団体から示されております推奨期間
でございます5年に1回、今機器の点検を行っている状況でございます。

○岩澤委員長 落合委員。

○落合委員 具体的にはどういったメンテナンスをしているのでしょうか。

○岩澤委員長 文随補佐。

○文随教育総務課長補佐 教育総務課の文随です。委員の御質疑に答弁させていただきます。
具体的には空調機器、今、室内にある室内機と——今こちらにも室内機があるんです
けども、室内機と外に室外機というものがあまして、基本的には室外機——外にある室
外機の中の機器の点検などを行っております。

○岩澤委員長 落合委員。

○落合委員 あとメンテナンスでよくフィルターの清掃を行っていると思うんですけども、
その辺の状況はどうなんでしょうか、台数もたくさんありますので。

○岩澤委員長 森川次長。

○森川教育次長 お答えをさせていただきます。今、台数のお話というのも委員のほうか
ら御紹介いただきましたが、小中学校の空調機器、学校規模により前後ございますが、1
校当たり室内機——こういった室内機、50台程度設置されている状況でございます。お

おむね1台につき2枚程度フィルターが設置されているという状況です。こちらの清掃につきましては、現段階では稼働の毎時期におきまして、学校において対応をお願いしてるところです。こちらのほう清掃業者に委託などをいたしますと、概算ではございますが、1枚当たり2,000円程度の経費がかかりまして、1校当たり約20万円、市内全ての学校を行いますと毎年400万円程度の経費が必要となってまいります。学校施設の管理、限られた予算の中で施設の整備、保守点検、修繕などを行っております。空調設備のフィルター清掃など、学校環境の維持保全におきまして教育委員会で管理の行き届かないものにつきましては、学校側に御協力をお願いしているところでございます。以上です。

○岩澤委員長 落合委員。

○落合委員 今、働き方改革と言われている中で、やっぱり学校——50台のエアコンのフィルター清掃というのは、かなりの先生方というか、各学校に御負担をおかけしているのかなというふうに現状を把握しました。これは各学校によって先生方でやったり、あと保護者ですとかPTAのほうでされてるような実情なんですか。

○岩澤委員長 森川次長。

○森川教育次長 私も——申し訳ありません。全ての学校の状況を把握しているわけではございませんが、委員おっしゃるとおりかと思っております。

○岩澤委員長 落合委員。

○落合委員 分かりました。次に、放課後子どもクラブの施設の稼働状況について、お聞かせいただければと思います。

○岩澤委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 子ども青少年課、長塚です。落合委員の御質疑に答弁させていただきます。放課後子どもクラブの空調設備につきましては、古いもので設置から15年が経過しており、故障については年に数件発生しているような状況でございます。

○岩澤委員長 落合委員。

○落合委員 そのメンテナンスですとか対応について、お聞かせいただければと思います。

○岩澤委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 お答えいたします。放課後子どもクラブ室に設置されている空調設備のメンテナンス点検等につきましては、まず点検につきましては、3年に1度の頻度で実施している状況でございます。また、メンテナンスにつきましては、点検の際にフィルター等の清掃を点検業者が行うほか、定期的に放課後子どもクラブの支援員、及び子ども青少年課職員が行っているような状況でございます。

○岩澤委員長 落合委員。

○落合委員 こちら台数も少ないので、支援員さんなんか適宜メンテナンスしていただいているのかなというふうに思っております。

最後に、故障時の対応についてはどのように行っているのか。例えば、マニュアルがあったりですとか、その辺いかがでしょうか。

○岩澤委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 お答えいたします。故障時のマニュアル対応等はございません

が、基本的に空調設備に故障が生じたときには、状況を確認の上、早急な修理を業者のほうに依頼している状況です。また、故障により空調設備が使用できなくなってしまったときには、学校との協議を行い、空調設備が設置してある教室の借用というものを行いまして、そちらの教室のほうでクラブの運営を行えるようにし、児童の体調不良になる——児童が体調不良にならないよう、またクラブ運営に支障を来さないよう対応しているような状況でございます。

○岩澤委員長 落合委員。

○落合委員 これからも安心安全に利用できるように、引き続きよろしくお願ひ申し上げまして、終わりにします。ありがとうございました。

○岩澤委員長 以上で、通告された質疑が終わりました。これで、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の付託議案外の質疑を終わります。

当委員会に付託された市長提出議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第11条第2項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとあります。委員間での自由討議が必要と思われる議案はありますか。——ないようですので、討論・採決を行います。

次に、当委員会に付託された市長提出議案の討論・採決を行います。討論ございますか。——討論なしと認めます。以上で当委員会に付託された市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより、当委員会に付託された議案の採決を行います。採決は議案番号順に挙手によって行います。

議案第46号、取手市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○岩澤委員長 全員賛成です。よって、議案第46号は可決しました。

次に、議案第47号、取手市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○岩澤委員長 全員賛成です。よって、議案第47号は可決されました。

次に、議案第49号、令和5年度取手市一般会計補正予算（第7号）（所管事項）について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○岩澤委員長 全員賛成です。よって、議案第49号のうち、当委員会所管事項は可決しました。

認定第7号、令和4年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○岩澤委員長 全員賛成です。よって、認定第7号は認定することに決定しました。

以上で、当委員会に付託された市長提出議案の審査は全て終了しました。

ここで、井橋部長から発言を求められていますので、これを許します。

井橋部長。

○井橋教育部長 教育委員会、井橋です。貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。本日は小規模特認校であります山王小学校と、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の今年度の取組状況、民間委託から2年が経過をしようとしております放課後子どもクラブ3クラブの状況を説明させていただきます。

初めに、小規模特認校の山王小学校について説明させていただきます。山王小学校は、令和3年度より小規模特認校として教育活動を進め、今年で3年目を迎えております。令和5年4月現在、在籍する児童は66人で、4年・5年生のみ複式学級を採用しております。66人中25人、38%が市内の山王小学校以外から通学しております。今年4月に入学した1年生は、14人中9名が学区外から入学した児童となっております。山王小学校では小規模特認校ならではの環境を生かし、子どもたち一人一人の個を大切に、外国人アーティストや英語スペシャリスト教員、地域の方など、多様な人との学習体験を通して、子どもたちの創造する力、表現する力を育成する教育に取り組んでいるところでございます。具体的な活動としましては、英語スペシャリスト教員によるオールイングリッシュの英語の授業を全学年で実施し、1日を英語だけで過ごすイングリッシュデーや、英語で他校の児童とオンラインで交流するオンラインコラボレッスンなど、生きた英語を体験的に学ぶ学習活動に数多く取り組んでおります。また、外国人アーティストを迎えての教育活動では、「となりのスタジオ」「大地からはじまること」の大きく2つに分けて制作活動を展開しております。子どもたちの想像力をかき立てる外国人アーティストによる授業では、子どもたちが目を輝かせて、夢中に作品制作に取り組んでいる姿が見られます。このような状況を鑑みますと、今後も特色ある教育活動を続けていくためには、入学希望者全員を受け入れることは困難であると考えております。教育委員会と山王小学校で協議しまして、各学年の定員は、学区内に居住する児童を含め35人学級半数の17人とすること。希望者が定員を超えた場合は、抽選で選抜することが適当であるとの結論に至りました。6月の教育委員会定例会において、定員等を定めた要綱制定の議決を受けております。なお、令和6年度入学希望者に対しましてはその旨を丁寧に説明を行い、御理解をいただいているところでございます。このような山王小学校の特色ある教育活動は、徐々に市内でも御理解、評価をいただけるようになってきたところです。本年7月15日に実施しました学校説明会オープンキャンパスでは、29家庭、80人の方が参加いただいております。また、この夏休みには、イングリッシュアドベンチャーという、英語での体験的交流学習を実施いたしました。山王小の児童61名と市内の児童16名が参加し、山王小の英語スペシャリスト教員や14人のALTが英語で触れ合い、パビリオン形式の職業体験を通して、楽しく英語を学びました。今後はこのような山王小学校での特色ある教育活動を、市内の学校に広めていけるようにしていきたいと考えております。

続きまして、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の活動について、説明させていただきます。学校の現場では、学校運営の担い手不足や地域コミュニティの希薄化など、それぞれの課題に直面しております。このような中で文部科学省では、様々な課題解

決や学校と地域とのつながりを強化し、学校だけではなく、地域を含めた総ぐる——総ぐるみでの子育てを行う解決策としまして、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の設置を推奨しており、全国で設置が進んでおります。取手市では、昨年度初めて山王小学校で学校運営協議会を開設し、今年度新たに白山小、寺原小、取手西小、藤代小、久賀小、取手第二中学校の6校でコミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会を設置いたしました。学校運営協議会を設置した学校のことをコミュニティ・スクールと言っております。コミュニティ・スクールの委員には、地域の実情に詳しい市政協力員や民生委員の皆さん、また、地域内の商店や事業所の方、保護者やPTA役員、教員など20人以内で構成しております。協議会では、学校が抱える課題を委員がともに共有、協議し、学校と共同で課題解決する組織となっております。年間数回、学校に集まりまして、おのおのがアイデアを出し合い、課題解決に向けて取り組んでいるところでございます。昨年度開設しました山王小学校では、学校運営の担い手不足が課題の一つでした。学校と協議会委員で協議し、その結果、山王地区の皆さんに声かけをし、多くの方の協力を得ることができました。2月に行われました野焼きのイベントでは、準備段階での粘土の提供やまき集め、まき割りや当日の運営支援等を地域の皆さんにお手伝いいただき、また多くの地域の皆さんに参加いただき、子どもたちが作った焼き芋を頬張り交流を深めたものです。参加した皆さんからは、「子どもや孫も山王小学校を卒業して、久しぶりに小学校に来て、このようなイベントに関われてよかった。また、このような形で皆さんと小学校で焼き芋を食べられることも想像していなかった。今後も参加したい」とのお話もありました。また、山王小学校では公民館で活動している講座の講師を招き、授業の中で絵手紙、紙飛行機の作成、飛ばし方の指導、絵本の読み聞かせ等の授業を実施し、ふだんではなかなか体験できない授業を行っております。今年度スタートしたある小学校では、委員から、子どもたちの見守りを地域で行いたいとの提案があり、その実現に向け協議を行っているところでございます。資料の1ページには、教育委員会の支援の具体的な活動の支援——1つとして、対象校の一括研修や校長などへの研修を行った様子になります。2ページ以降は、各学校のコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の実施状況となります。今後も、委員を含め、対象に複数回の研修を実施し、コミュニティ・スクールへの理解度を高めてまいります。また、未設置の学校も含めた研修も、今後実施すべく準備を進めているところでございます。教育委員会としまして、学校と地域の方が協力して、子どもたちを育てていくための活動を支援していきたいと考えております。

最後に、民間に委託してから2年が経過をしようとしております、放課後子どもクラブ3クラブの状況について説明させていただきます。放課後子どもクラブの民間委託につきましては、令和2年第4回定例会において、取手市放課後子どもクラブ設置及び管理に関する条例の一部改正、及び補正予算の議決をいただきました。その後、令和3年10月から、高井小学校、藤代小学校、取手東小学校に設置している放課後子どもクラブの民間業務委託がスタートして間もなく2年となります。民間委託前には、市の抱える課題に、慢性的な支援員不足、支援の質の向上、土曜日開設の効率化などがありましたが、業務委託により懸念がほぼ解消されております。さらに、民間委託により様々な効果も生まれてお

ります。これらのことにつきましては、8月に開催されました、市立小学校長、民生委員・児童委員、保護者などの代表者や放課後児童支援員などで構成されます放課後子どもクラブ事業運営委員会におきまして、子ども青少年課職員、民間委託事業者などから委員の皆様へ説明させていただき、事業の振り返りを含め、効果についてお諮りしたところでございます。詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。

○岩澤委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 子ども青少年課、長塚です。それでは、放課後子どもクラブ民間委託の状況について御説明させていただきます。初めに、慢性的な支援員不足の解消についてですが、配付させていただきました資料の1、放課後子どもクラブ支援員・補助員数の推移を御覧ください。表の——上段の表の全体のところ——人数のところ、こちらを御覧ください。放課後子どもクラブ全体と民間委託3クラブにおける支援員・補助員数の推移が、グラフ及び表にて確認できます。市内全14クラブの支援員・補助員の数は令和3年5月が85人でしたが、民間委託後の令和4年5月が109人、令和5年5月が124人と、毎年増員しているところでございます。民間委託前は、支援員自身が高齢となったことや、親の介護等の理由により離職する方が多く、クラブの高齢化率を見ると今後も支援員等の人員減が予想されるところでございます。また、支援員等の約9割は配偶者の扶養となり就労時間が限られていることから、学校の長期休業期間中や年末時の人材確保に苦慮している状況でございました。業務委託後は、民間委託を行っている3クラブについては、委託事業者が様々なツールでの求人募集を行っており、安定的な人材の確保ができております。また、急な休みなどで人員が不足した際にも、他市の系列クラブから応援を頼むことにより、安定的な人員確保が図られているところでございます。市直営の11クラブの支援員の確保につきましても、業務委託後は安定的に確保できている状況であり、支援員確保に関する担当職員の事務負担が軽減されているところでございます。

次に、支援の質の向上についてですが、資料の2、令和4年度放課後子どもクラブ利用者満足度調査（抜粋）を御覧ください。満足度調査は、今年2月にクラブ利用者を対象に行いました。設問は昨年度と同様の質問であることから、令和3年度との比較が可能となっております。また、クラブ毎の集計もできることから、満足度調査につきましても効果検証材料の一つとさせていただきます。2ページを御覧ください。お子さんは子どもクラブに楽しく通っていると思いますか、との設問に対し、全クラブ、民間クラブにおいて、そう思うという回答が多くなっており、また4ページの、支援員の言葉遣いや態度は適切だと思いますか、の設問への回答につきましても、同様にそう思う、という回答が多く、支援の質の向上に効果があったことがうかがえます。利用者満足度調査のよいと——よい結果につながった理由としまして、民間委託事業者は活動内容の情報発信、提供に積極的に取り組んでおり、クラブでの活動内容を写真でクラブ室の玄関付近に掲示したり、またクラブ通信を発行したりと、積極的にお子さんの様子を保護者にお伝えしたりとコミュニケーションを図っていること。また、民間委託事業者の持つオンラインコンテンツなど、支援員に対しての研修を定期的実施していることが挙げられます。

次に資料3、放課後子どもクラブ支援員研修の実施を御覧ください。令和5年7月に、

市直営クラブの支援員等と民間委託事業者の支援員等の交流事業としまして、いじめについての研修を市主催で、発達障がいへの対応についての研修会を委託事業者主催で開催いたしました。後者については、民間委託の目的の一つとして、民間委託事業者の持つノウハウの活用がございました。これまではコロナ禍もあり、集団研修の実施は行うことができない状況でしたが、新型コロナが5類になったことから、民間委託事業者の認定心理士による発達障害に関する研修を市直営・民間委託のクラブの支援員を対象に、合同研修会という形で実施しております。当日は、市内全14クラブ56人の支援員・補助員が参加し、講義のほかグループワークなどを交えて交流を深めることができました。また、研修前に市直営クラブの支援員が、利用児童対応の悩みなどについて、講師への質問状を作成し提出したところ、後日、質問への回答が届きまして、いただいたアドバイスをクラブ運営に生かしている事例もございます。このほか、昨年度は直営11クラブにおいて、さきに述べた民間委託事業者の持つオンラインコンテンツを活用させていただき、いじめ対応研修を実施したところでございます。

次に、土曜日開設の効率化についてです。民間委託前の土曜日開所につきましては、市内14クラブ全てにおいて月3回が半日開所で午前8時から正午まで、残り1回は1日開所で午前8時から19時まで運営しておりました。令和元年度に実施した利用者アンケートの結果では、就労世帯の保護者から、毎週土曜日を1日開所した場合、多くの方が利用したいと回答しておりました。また、運営においても、開所に当たっては、利用児童が1人でもいた場合、各クラブでは支援員等を2人配置しており、支援員の負担も大きなものとなっております。民間委託後には、委託クラブを拠点校として、毎週土曜日の1日開所を実施するとともに、開所時間を午前8時から午前7時半に繰り上げ、利用者の利便性向上や、民間委託以外のクラブで働く支援員等の負担軽減を図ったところでございます。

資料4の土曜日利用の推移の1ページを御覧ください。資料の土曜日利用1か月の延べ人数のグラフを見ていただきますと、民間委託前の令和3年4月は延べ人数97人に対し、民間委託後の令和4年につきましては153人、令和5年4月は178人と、利用児童数の増加が見られます。また、民間委託後には拠点校方式としたことにより、3クラブのみ支援員等配置し対応することになったことから、支援員等の負担やコスト軽減及び就労家庭の支援拡大を図れました。

最後に、新放課後子ども総合プランが示す一体型についてですが、資料の5を御覧ください。民間委託事業者の令和5年度子ども教室事業内容です。民間委託後は、高井小学校、取手東小学校の放課後子どもクラブでは、学校の特別教室や利用可能教室を活用して、藤代小学校放課後子どもクラブでは、クラブ室を2つに分けたうちの一つの部屋で、クラブと教室を分けた形で子ども教室を実施しております。子ども教室では、各クラブに専属のコーディネーター等を配置しており、民間委託事業者が提携する大手玩具メーカーのプログラミングロボット教材を利用したプログラミング教室、委託事業者に所属する管理栄養士による食育教室、地域のボランティアによる英語教室など、様々なプログラムを開催しております。これらは参加希望の児童クラブの児童も参加している状況であり、中でもプログラミング教室は大変好評でございます。今後、民間委託事業者と連携し、市直営の

放課後子どもクラブにおいても実施できるよう調整を図ってまいります。放課後子どもクラブ事業運営委員会では、資料による説明後に効果検証を行った結果、民間委託による効果が認められ、来年度以降についても民間委託の継続実施が望ましいとの御意見をいただいたところでございます。教育委員会としまして、民間委託事業者と協力することで、取手市放課後子どもクラブをより充実した事業とするため、令和6年10月以降も、民間委託事業を継続していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。説明は以上となります。貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。

○岩澤委員長 ただいまの発言で確認する事項はございますか。——なしと認めます。

この後は請願の審査に入ります。所管となっていない執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

14時10分まで休憩いたします。

午後 1時09分休憩

午後 2時10分開議

○岩澤委員長 再開します。

これから請願の審査に入ります。請願第40号、取手市議会議員選挙公報の全戸配布を求める請願を議題といたします。

本請願については、請願提出者から議会基本条例第5条第3項の規定による発言の申出があります。なお、発言は申合せにより、1請願につき1回で5分以内となります。残り1分で1度ベルを鳴らします。5分たちましたら2度ベルを鳴らします。

それでは、平さん、発言をお願いいたします。

○平請願提出者 平でございます。取手市議会議員選挙公報の全戸配布を求める請願。この全体の趣旨としては、いかにして投票率を上げるかということに尽きます。そこで今日の発言に当たって特に強調したいのは、18歳から選挙権が与えられて、もう6年になるわけですが、この18歳からの世代がなかなか投票に行かないという現実があります。そこで、これ前回の発言に加えて追加して説明したいのは、市内には現在、県立高校、私立高校が7つあると思います。それからまた、新町にとりて翔洋学園があったり、あるいはまた文化教養学校があったり、国際アカデミー学校とか宮本学園、あるいは東海学院文化教養学校、やよいファッション専修学校、成田国際航空専門学校、取手歯科衛生専門学校など、いわゆる、その他の学校もたくさんありますので、ここには、いわゆる18歳から20代初めの生徒さんがいますので、こういうところにも選挙公報をぜひ配布していただけないだろうかということと、あと、銀行や信用金庫あるいは商工会など一般の市民が入りるところ、あるいはまた病院の受付とか、どこか場所をお願いして選挙公報を置くなど、あるいは強いて言えばコインランドリーなど、一般市民が手の届きやすいところに選挙公報を置くことによって投票率向上につながるのではないかと、つけ加えたいと思います。今日の会合に当たってお願いしたいことは以上でございました。よろしくをお願いいたします。

○岩澤委員長 ありがとうございました。以上で、請願提出者の発言が終わりました。

これから請願提出者に対する質疑を行います。質疑のある委員は、挙手願います。

関戸委員。

○**関戸委員** よろしくお願ひします。今回の請願の項目なんです。請願項目で、1番目に「選挙公報の全戸配布を求めます」と。3番目に「入場整理券送付と同様の選挙公報の郵送」と、つまりこれ1番目の全戸配布というのは、選挙公報と同じ——入場整理券配布と同じように、選挙公報の郵送でもいいよということの意味ですよ。

○**平請願提出者** そうでございます。

○**岩澤委員長** 平委員。

○**平請願提出者** それ2つ一緒にやれというんじゃなくて、どっちかなんですが。一応、今まで調べた全国選挙管理委員会の流れでいうと、そういう郵送に——もう入ったところも幾つかあるということを知って、それ入れておきました。すみません。

○**岩澤委員長** 平さん、お名前、指名してから発言のほうをお願いいたします。

○**平請願提出者** そうですか、ごめんなさい。失礼しました。申し訳ない。

○**岩澤委員長** 失礼しました。

○**関戸委員** 私、それだけ。それだけで終わりです。

○**岩澤委員長** よろしいですか。そのほか質疑ございませんか。——なしと認めます。

これで請願第40号の請願提出者に対する質疑を打ち切ります。平さん、そのままその席で少々お待ちください。委員から市職員への確認を行った後、請願第41号の審査を行います。次に、執行部に確認したいことがある委員は挙手願ひします。

小堤委員。

○**小堤委員** 私からは執行部に対して、この選挙公報の全戸配布については前から——以前から何回かにわたって質問——一般質問もあつたり質疑あつたりしてます。そのたびに、執行部側から答弁がいろいろなされていますけれども、今回のこの請願があつてから——以前からと比べて、何か新たに変わった方策というか、そういったことがありましたら教えていただきたいと思ひますし、この請願項目に合わせて、その辺の内容ももう一度聞かせていただけたらと思ひます。

○**岩澤委員長** 松崎書記長補佐。

○**松崎選挙管理委員会書記長補佐** 選挙管理委員会書記長補佐の松崎です。よろしくお願ひします。小堤委員の御質疑にお答ひいたします。今まで、令和5年第1回の定例会の請願でもお答ひした内容と重複するところがありますけれども、いま一度、全戸配布に関しまして検討した課題等をまずお知らせしたいと思ひます。今まで市政協力員への依頼であつたり、ポスティング業者への依頼であつたり、あと日本郵便——郵送も兼ねての依頼であつたり、新聞店、ポスティング業者、郵便等での分担の配布、もしくはシルバー人材センターでの配布ということで様々な検討がなされてきました。全戸配布の方法、いろいろ検討したところがございますけれども、なかなかよい方法が見つからないということで、現状としては、現行の新聞折り込みでの配布をそのまま継続していると考えております。

○**岩澤委員長** 小堤委員。

○**小堤委員** そのほか、この項目にあるような例えば投票所とか、市の公共施設、コンビニとか幾つか、この①から⑦まで挙がってますけど、こういうことに対しては具体的にど

んな感じでしょうか。

○岩澤委員長 松崎書記長補佐。

○松崎選挙管理委員会書記長補佐 お答えいたします。現在、選挙時の選挙公報の配置状況を含めましてお答えさせていただきます。まず、市内公共施設 35 か所を含めまして、合計 73 か所に選挙公報を配布しております。まず投票所ということで、1つ目の項目がございました。投票所及び期日前投票所を含めまして、全ての投票所に選挙公報のほうは、印刷が完了次第、配置しております。ただ、入り口の付近に配置するということは現在しておりません。これは、実際に投票に訪れた選挙人が、そのまま選挙公報を投票所の中に持ってきてしまったりして、ほかの選挙人の投票行動に影響を及ぼす可能性があるということから、それを配置はしておりません。ただ、実際に申出をしていただければ、室外で見ていただくような形で、選挙公報をそのままお渡ししている状況です。

2つ目の市の公共施設は、35 か所全て配置しております。

3番目の項目で、協力いただいているスーパー等につきましては、計 13 か所設置をしております。コンビニエンスストアにつきましては、どうしても設置をするスペースの関係がございます。店舗がかなり狭いというところがございますので、そういったところで、今現在はまだ設置に至っていない状況でございます。

市内の駅、こちらにつきましては、常磐線・常総線、全ての駅に選挙公報を配置しております。守谷駅につきましては、過去に広報とりでを配置していたということがあったようでございますけども、今現在は、広報とりでのほうも配置していないということもあわせて、かつ、おおむね守谷駅を利用する乗降客の方は、まずは常総線各駅からお乗りになって、守谷駅に経由して、つくば方面であったり東京方面に行かれるのかなということがございますので、おおむね市内の常総線の駅で網羅できるかなというふうに考えております。

新聞店の配置ということが項目にございました。こちらにつきましては、まず新聞店自体が朝の時間帯であったり夜の時間帯が主な業務ということで、昼の時間帯に新聞店自体が閉まっているケースもあつたりと、また新聞購読をされていない方が新聞店に訪れるというのもちょっと考えにくいのかなということで、今現在、配置はしていない状況です。

7つ目の項目で、郵便受けへの投函禁止というようなお話がありますけれども、こちら通常の新聞等であれば、マンション等で通常であれば配達がされているのかなというふうに認識しておりますので、どちらかというポストイング業者がそういったものを入れることを禁止しているという趣旨なのかなということで、ちょっと、今現在、選挙管理委員会としてはそういったものを特に考えておりません。

すみません。1点ちょっと漏れがございました。郵便局につきましても、市内全部の郵便局に配置をしております。

選挙公報の拡充ということの趣旨の一つになるかと思うんですけれども、なかなか選挙公報を、若い世代が投票率が低いということで先ほどもありましたとおり、選挙公報の——実際の紙媒体の配布というものに加えまして、今現在、選挙管理委員会としましては、まずPDFに——作成したデータ、選挙公報のデータを作成ができ次第、速やかに市のホ

ームページに掲載して、早い時期に閲覧できるような工夫をしております。あわせて、まず市で発行しています広報とりでの臨時号、選挙の臨時号におきましても、QRコードを配置しまして、速やかに選挙公報がホームページにアップされた時点で閲覧が可能な状況にしております。あと、今年の4月の市長選挙からは、さらに入場整理券——各世帯にお送りしている入場整理券の表面に、選挙公報に直接QRコードからアクセスできるような工夫であったり、選挙のときに選挙用のポスター——各小学校、中学校から提出していただいたポスターコンクールの作品を用いた選挙の広報用のポスターを市内の公共施設等に配置しているわけなんですけれども、その実際のポスターにもQRコードを付して、直接選挙公報にアクセスできるような工夫をしております。あわせて、今年の4月

【「今年の4月」を「昨年12月の県議会選挙」に発言訂正】からLINEで——火曜日の段階でPDFのデータの公表が可能になったことから、LINEで選挙公報の閲覧が可能になっておりますというようなLINEで流させていただいて、特に若い世代であったり、そういった方がより周知できるような工夫をしているところでございます。以上です。

○岩澤委員長 小堤委員。

○小堤委員 いろいろ事細かに御説明ありがとうございました。そうしますと、ここで言っている請願項目の①から⑦は、ほぼほぼ対応できているのかなということと、また若い人に対するというところも、ホームページのPDFとか、広報とりでの臨時号のQRコードを載せるとか、SNSとかLINEとかでいろいろ対応しているということがよく分かりました。以上で、私は終わりです。

○岩澤委員長 次に、関戸委員。

○関戸委員 今の執行部の答弁で、全世帯に配ることについて、いろいろ検討してきたというお話でした。この話は何回も聞いているんですが、印刷技術が進歩する、あるいはデータの送信も含めて、今お話あったように火曜日には、もう印刷業者に渡る、水曜日には印刷できる、そういうふうに、この間の大きな技術の進歩によって進んできてると思うんですね。問題は、それじゃあ木曜日、金曜日、土曜日で配れないのかと。そういう意味では、有償でポスティング業者で配る、あるいは郵送でももちろん配る。総合的にどうやったら配れるかということでの、そういう検討がされているんでしょうか。そこを、まずお聞きしたいと思います。

○岩澤委員長 松崎書記長補佐。

○松崎選挙管理委員会書記長補佐 今まで様々な検討の中で、直接ポスティング業者1社で——1社もしくは何社かに分けて可能であるとか、いろんな検討はしてきたところでございますけども、決定的にこれでいけるというような方法は、今現在見つかっていない状況でございます。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 いやだから、Aという方法では無理なんだ——Bという方法では無理かしら、Cという方法では無理かしらというふうに聞こえるんですよ。ABC合わせてやれないのかと。例えば、市政協力員を通じて配れないかどうか、有償で一日程度で配れないのかどうか、一日、二日で配れないのかどうか、こういうことについて市政協力員に意見を求め

たり、地域に意見を求めたりしていることを、この間していません。そういう意味では、本当に総合的に検討したのかということ——例えば、今の地域で配れないのかという検討をしていただきましたか、どこかに。

○岩澤委員長 鈴木書記長。

○鈴木選挙管理委員会書記長 選挙管理委員会書記長の鈴木です。関戸委員のほうから今いただいたことに対して御説明させていただきます。市政協力員に対して、そういった意見を求めたかという御質疑です。私のほうで、今年の1月末になるんですけども、市政協力員の皆さんが集まる役員会がございまして、そこでやはりこのお話をちょっと振らせていただきました。集合住宅——住宅が密集している地域の市政協力員さんは、一日、二日あれば、もうポスティングでポンポンポン配れてしまうので、やれないことはないよとおっしゃっていただきました。ただし、住宅と住宅が離れている環境下であったり、特に市議選であったり市長選であったり、告示期間が短い、配布していただくのに二、三日しかないようなところでは、ちょっと期日的に難しいなという御意見を、それぞれの地域の市政協力員さんからいただいて、そういったものも総合的に判断させていただいて、市政協力員さんを通じた配布については難しいという判断をさせていただきました。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 今、新聞折り込みの場合も、別に宛名を作って配ってるわけじゃなくて、折り込んでいるだけです。ですから、配るのも、全世帯に配るのに特に宛名を全部入れる必要はない。そういう意味では地域によっての違いがあるというふうに思うんですが、選管の事務局として、全体的にそういう点から検討されているんでしょうか。そこを再度お聞きしたいと思います。

○岩澤委員長 松崎書記長補佐。

○松崎選挙管理委員会書記長補佐 以前もそういったハイブリッドと言いますか、分けてできないかというような質疑があったかと思います。今現在、例えば新聞店に一部配送をお願いするとか、いろいろな打診はしておりますけども、やはりそのエリアの区分であったりとか、そういったものがかなり難しいだろうと、かなり高度な部分になってくると。あわせて、漏れが生じてしまうのが大変一番懸念するところかと思います。そういったところを総合的に勘案した結果、今現在では、現行の新聞折り込みでの手法をそのまま進めていくというような考えでおります。以上です。

○岩澤委員長 よろしいですか。

○関戸委員 結構です。

○岩澤委員長 次に、根岸委員。

○根岸委員 行政マガジン、ジチタイワークスってありますよね。あちらで2023年8月発行のボリューム27号で、岡山市の選挙公報全戸配布の取組記事が掲載されておりました。その中で、日本郵政グループのJPメディアダイレクトの全戸配布サービス、JPM Dポスティングということが紹介されていたんですけども、そちらの確認ですとか調査研究ということは、したことありますでしょうか。

○岩澤委員長 松崎書記長補佐。

○松崎選挙管理委員会書記長補佐 お答えいたします。私どももその記事を確認をしております。直接そのJPメディアダイレクトのほうに確認をしております。選挙期間が短いということで前提でお話しさせていただいた中で、今現在こちらの会社では、日程的なものを含めましておおむね4日間は必要であろうと。かつ、例えば冬の時期であると、当然雪であったりそういう諸条件があるということを含むと、5日ないし6日くらいは日程的に必要だろうというふうな回答をいただいております。今現状としては対応できないというような回答をいただいております。以上です。

○根岸委員 分かりました。以上です。

○岩澤委員長 そのほか、ありませんか。

結城委員。

○結城委員 さっき小堤委員が聞いていた、選挙公報設置場所の拡充のやつなんです、これ例えば置いておいて、どのくらい持っていく数というのを把握しているみたいなことはありますか。

○岩澤委員長 松崎書記長補佐。

○松崎選挙管理委員会書記長補佐 大変恐縮なんです、実際の受領した枚数につきましては、今現在、確認はしておらない状況でございます。

○岩澤委員長 結城委員。

[笑う者あり]

○結城委員 確認してない。例えば、市の公共施設だったら、何枚持って行って、何枚回収してきたかということは、やらないということですか。

○岩澤委員長 松崎書記長補佐。

○松崎選挙管理委員会書記長補佐 今現在は、配布をして、実際の受領した枚数というのを確認はしていないというのが今までの現状でございます。

○岩澤委員長 結城委員。

○結城委員 これは、せっかく配布してるんだったら、持っていった枚数が分かってるわけでしょうから、回収したときに何枚残ってるかでどのくらい配布されたか分かるので、これは統計を取ったほうがいいんじゃないかなと思うんですよね。この①から⑤⑥に関してもそうなんだけど。どの場所だったら、どれだけはけがいいかとか、これはきちっとやったほうがいいかなと思います。以上です。

○岩澤委員長 そのほか、ありませんか。——これで請願第40号の審査を打ち切ります。

次に、請願第41号、ロシアとウクライナの戦争即時停戦、和平実現に向けて日本政府に仲裁外交努力を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

本請願については、請願提出者から議会基本条例第5条第3項の規定による発言の申出があります。発言は、申合せにより1請願につき1回で5分以内となります。残り1分で1度ベルを鳴らします。5分たちましたら2度ベルを鳴らします。

それでは、平さん、発言をお願いいたします。

○平請願提出者 ロシアとウクライナの戦争は今も続いていて、また現実には、かなり犠牲者も多くなり、またそれに関連する諸外国もかなり疲弊してきているのが現実でございます。

ます。日本として何ができるか。日本は非武装あるいはまた戦争放棄という憲法の制約の中であるわけですが、やはり最初の提案で申し上げておりますように、日本は、敗戦国あるいはまた侵略国家として終戦後、国連加盟に当たっての平和努力などの外交交渉の中で、ロシアあるいは中国を含めて、拒否権のある国家の理解も得ながら国連加盟を実現しているということがあるわけですので、そういった終戦後の日本の外交努力を、今の時点で日本としては、やはり外交的に、あるいはまた首脳外交的にも、やっぱりそこに焦点を当てて日本でなければできない——つまり敗戦国、あるいはまた第二次世界大戦の侵略した一つの反省に立った国家であればこそできる、平和戦略というのをやっていただきたいという願いを込めておりますので、この意見書は、確かに市議会議員——市議会のものとしてはレベルが外交的な意味で高いかもしれませんが、少なくとも市民の声を国に上げていく意見書の方法という民主的な方法でありますので、取手市民の意向として、そういった願いを国家に届けることは必ず有効であると思っておりますので、皆さんの御賛同をお願いしたいと思います。

○岩澤委員長 以上で、請願提出者の発言が終わりました。

これから請願提出者に対する質疑を行います。質疑のある委員は挙手願います。

根岸委員。

○根岸委員 1点だけ伺います。本県出身の赤城宗徳氏の功績について、請願趣旨の中に述べられていらっしゃいます。先日ちょうど内閣改造が行われたところですが、現状の日本政府において、このような外交を展開できる政治家がいるとお考えでしょうか。

○岩澤委員長 平さん。

○平請願提出者 私も国会の議員の活動を全体よく調べているわけじゃないのでお答えできませんが、しかしながら、今までのこの外交の流れで言いますと、やはりこの問題に関連して言うならば、今の岸田総理大臣さんは、外交は首脳外交に限るというふうな発言もされているようですが、このことに限って言えば、やはり政府を代表する平和外交の専任ということで改めてふさわしい人を示して、その方にこの平和外交のためにやっぱり専念していただけるようなシステムをつくるべきだと私は思います。

○根岸委員 以上です。

○岩澤委員長 そのほかありませんか。——質疑なしと認めます。これで請願第41号の請願提出者に対する質疑を打ち切ります。平さんありがとうございました。

○平請願提出者 どうもありがとうございました。

○岩澤委員長 退席していただいて結構です。

[平請願提出者退席]

○岩澤委員長 次に、執行部に確認したいことがある委員は、挙手願います。——なしと認めます。これで、請願第41号の審査を打ち切ります。

続いて、請願第42号、小中学校の学校給食費無償化と地元産食材の拡充を求める請願を議題といたします。

[森請願提出者発言席に着席]

ここで報告いたします。請願第42号については、273名の追加署名が提出され、請願

提出者外 1,532 人となりましたので、ご承知願います。本請願については、請願提出者から議会基本条例第 5 条第 3 項の規定による発言の申出があります。なお、発言は申合せにより 1 請願につき 1 回で 5 分以内となります。残り 1 分で 1 度ベルを鳴らします。5 分たちましたら 2 度ベルを鳴らします。

それでは、森さん、発言をお願いいたします。

○森請願提出者 新日本婦人の会取手支部の森と申します。今回、私たちの会が呼びかけた署名ですね。小中学校の学校給食費無償化と地元産食材の拡充を求める請願書についての意見陳述をさせていただきます。今日までに 1,532 筆以上と、多くの皆さんの賛同を得た署名です。市民の皆さんの願いを、ぜひ取手でも実現していただきたいと思い、今この場に臨んでおります。学校給食費無償化は全国的に多くの自治体で広がってきており、新型コロナウイルス感染症対応で設けられた国の地方創生臨時交付金を使い、期間限定で実施する自治体も増えて、全国で 491 の自治体で実施されています。茨城県でも小中学校無償化が、潮来、日立、北茨城、大子、城里、河内。中学校のみが水戸、さらに期間限定での無償化が 10 の自治体。その他、第 2 子半額など、何らかの補助をしている自治体が 10 と、県全体で 61%にも上っています。

このように給食費無償化が進んでいる中で、取手市は、2021 年コロナ禍の中、1 か月 200 円を値上げし県下一高い給食費になりました。このところの物価の上昇は、全世代にとっても深刻ですが、とりわけ子育て世代は大変だと思います。今回、署名を集める中でいろいろな声や願いが寄せられております。子どもが 3 人学校に通っているのに、1 か月に給食費が 1 万 5,000 円近くになっている。無償化になったら本当に助かる。経済的に大変な家庭が増えている。1 日の食事の中で学校給食が頼みという子がいる。そして、給食費を滞納している家庭もあると聞く。子どもが肩身の狭い思いをしないで、安心しておいしい給食を食べられるように無償化してほしい。子どものいない御家庭の方も、義務教育なんだから給食費無償化は当然。昔は教科書も有償だったけど、今は無料だし、だんだん世の中の流れが無償化のほうにいつてるんじゃないか。取手は子育て支援をしっかりと打ち出してほしい。税金を子どもたちのために使ってほしい。茨城県の中で取手が一番高いとは驚いた。ほかの市が無償化にしたり補助金を出したりしているのに、何もやらないのはおかしい。これでは子育て世代に魅力のある市とは言えない。このようにたくさんの声が寄せられた署名です。ぜひ無償化を実現してください。

次に、地元産食材の拡充と有機農産物の使用を進めてほしいという請願についてです。給食費無償化が進む中で、食材を安く仕入れ、質の低下につながっては困るという心配も出てきています。取手市は、米は取手産 100%で安心です。さらに、安心安全な地元産の食材の拡充をお願いしたいと思います。そして、今注目されているのが有機農産物を使った給食です。世界的な環境対策への取組の進む中で、政府は 2050 年までに有機農業の耕地面積を全体の 25%にするとした、みどりの食料システム戦略を策定しました。有機農業関連団体は、この実現のためには、有機食材の学校給食への採用が必要だと訴えています。茨城県でも様々な自治体で取り組まれています。常陸大宮市では J A が中心となり、ジャガイモ、ニンジン、サツマイモなどの有機野菜、今年から有機米にも挑戦し、市の給

食センターへの供給を始めています。全国オーガニック給食協議会に参加した、かすみがうら市長は、環境に優しい有機農業への転換と、子どもたちに安心していいものを食べてほしいと、これから市として取り組んでいくと語っておられました。笠間市も、5年後をめどに、小中学校でオーガニック給食の採用を目指し、一部で利用が始まっています。このように地域の農産物が学校給食に採用されることで、農業の活性化にもつながっている例があらこちらで見られます。一朝一夕で実現するものではないと思いますが、取手市も……

〔高橋議会事務局主事ベルを1回鳴らす〕

○森請願提出者 (続) ほかの先進的な地域の例を参考にして、有機農産物を学校給食に取り入れることを願っています。以上です。

○岩澤委員長 以上で、請願提出者の発言が終わりました。

これから請願提出者に対する質疑を行います。質疑のある委員は挙手願います。

根岸委員。

○根岸委員 取手市は、要保護・準要保護の家庭への支援を様々取り組んでおります。コロナ禍でも、休校や学級閉鎖の際の昼食代の支援もいたしました。もちろん、学校給食費無償化というのは、ぜひ実現したいところなんですけれども、全児童生徒の給食費無償化には財源確保が必須です。まずは——現在、要保護・準要保護家庭は無償提供されていますけれども、それを少しずつ拡充するというような形で、取組をだんだん広げていくところが妥当かと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○岩澤委員長 森さん。

○森請願提出者 昨年度、ちょっと調べたんですけれども、昨年12月に、全国では学校給食無償化は254自治体だったそうです。ところが今年は491まで広がったって、これは一体何を意味するのかなと私もすごく考えたんですけれども。やっぱり財源の問題というのが、すごく一番大きな課題かなと思います。この署名は、私個人でそれでいいですよと——今の根岸さんのような質問に、それでいいですよというようなふうには——無償化を求める署名で1,500筆以上集まったわけですから、皆さんそういう声大きいということなんです。杉並区じゃない——杉並区ですね。岸本さんという女性の有名な方のちょっとブログを見ましたところ、岸本さんも財源問題すごく悩んだと、その中で子育て支援で何が必要かということアンケートを取ったら、やっぱり子育て支援の中で学校給食費無償化を求めるというのが80%に上ったということで、今年の夏に無償化をということで決断されています。どこの自治体も本当に財源というところが一番のネックかなと思うんですけれども、やっぱり無償化を求める。ただ、取手がその第一歩として、何もやらないわけですから、何かしらの支援をするという決断をされるのであれば、それは第一歩としては私はいいかなと思います。ただし、この署名は無償化を求める署名ということでお願いしたいと思います。

○岩澤委員長 根岸委員。

○根岸委員 もう一点、お伺いします。地元産食材の拡充を求めていますけれども、取手市産で学校給食使用に耐え得る量を確保できるのは、お米だけだとされていま

す。例えば、茨城県産も地元産食材と捉えてよろしいのでしょうか。

○岩澤委員長 森さん。

○森請願提出者 いいと思うんですね。学校給食の食材一覧表というのが公開されてます、教育委員会のほうで。それを調べましたところ、阿見町は——阿見町産ということじゃなくて茨城県産 100%です。それで、取手市は 59%だったかな、県平均が 68.5%というふうになっています。やっぱり取手の農業が衰退してるのは私も重々知っておりますので、すぐには地元産というのはいかないかなと思うんですが、努力はされてるかなと思います。今日、ちょっと調べましたところ、学校ごとに、例えば永山小学校かな、中学校かな、地元産の食材を使った給食を提供してますよなんていうのも出てましたし、ですので、やる気——取手市のやる気で、農業が衰退してるんだけど、学校給食に使うから、ぜひ農業と一緒に取手市が応援しますからやりましょうというような意気込みでやってくだされば、それが一つの農業者への支援でもあるし、販路にもつながると思うので、そういう方向で考えていただきたいなというふうに思うんです。この提案をするに当たって、私いろんなところを調べたんですよ。そしたら、千葉県のいすみ市というところがすごく有名な、有機米を 100%学校給食に使ってるというところなんですけれども、最初はやっぱり荒れ果てた田んぼとかいろんなのがあってどうしようかなという——その前途は明るくないということだったそうなんですけれども、やっぱり市長が判断して、有機で行こうと。ただし、そんな一年、二年じゃ無理だったそうで、その土地の土壤に合ったものということ、三、四年かけて、今では本当に全国でも見学者が多いぐらい、学校給食だけではなくて、いすみ米とかというブランドをいろんなところに売り出してるとか、そういうふうに変わってきているんですね。ですので、取手市だけで考えるんじゃなくて、先ほど申し上げましたように、いろんなところの事例があって、そこに学んでいただいて、やっぱり政治の力ってすごく大きいし、補助金がどうしてもその中には必要になるんですよ。ですので、そういうところで取手市にも本当に頑張ってもらいたいというのが私の願いです。ありがとうございます。以上です。

○岩澤委員長 次に、関戸委員。

○関戸委員 義務教育は無償と定めた憲法 26 条に即して、給食も食育として教育の一環だということから国が行うべきだと。これ実は先日、私が参加をしている地元の自治会でこの給食の問題を論議したときに、多くの役員がこういう意見を言いました。つまり給食も食育なんだから本来義務教育で国が出すべきだ、という意見が多数を占めました。それで、国も今、子育てについての——子ども中心のとかいろいろ検討を、こども家庭庁を創設したりしながらいろいろ検討していますが、文字どおり給食費の無償化こそが大変大きな子育ての支援になると、国としてやるべきだというふうに考えるんですが、そこについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○岩澤委員長 森さん。

○森請願提出者 もちろんです。国がやっぱり義務教育は無償ということで考えてやってくれるのが一番いいことですよね。3月にこちらの議会で、学校給食の無償化を求める意見書の提出というのを全会一致で、多分採択して国のほうに上げたと思うんで、本当にこ

ういうのはありがたいなというふうに思ってるんですけども、ぜひ国として——国会でも、いろんな議員の方たちが学校給食無償化についての要望を出しています。政府としても、子ども・子育て支援の強化をまとめた試案というのを今、何かやってるらしくて、課題の整理を行っているということで。これだけ広がっているわけで、つまりこれだけの人たちが要求をしてるわけですね。だから、国もやらざるを得ない状況に少しずつなってきたのかなと思いますので、土浦の10月でしたっけ——土浦の市長さんが、物価高で負担が増大している子育て支援にもつながるからということで、期間限定で無償化に踏み切ったんですね、3月まで。ただし、最後におっしゃっていたのは、国の無償化が決まるまでのつなぎだと考えますということで、私もやっぱり本来だったらこれは国がやるべきだと私は思ってます。自分が子どもの頃は、教科書が有料でした。買っていました、私たちは。ところが多分、義務教育は無償ということで、いつの間にか無料になったのが私たちの子ども時代だったんですね。ですので、授業料や教科書が無償であると同時に、徐々に給食も無償になっていくのではないかと期待しております。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 そのとおりで、政府が発表した少子化対策のたたき台に、学校給食の無償化に係る課題整理が盛り込まれたんです。だから、これはもう国も、ここをやらなきゃならないところに来ているということだと思います。そういう意味では、取手市でやるということは、周りでもいろいろ始めています。国のこの重い腰を上げて、国の無償化を進める一つの大きな圧力になっていくというふうに考えるんですが、同じでしょうか。

○岩澤委員長 森さん。

○森請願提出者 そうですね。先ほども申し上げましたように、去年は254の自治体で無償化だったんです。ところが、期間限定というか、国の補助金を使ってという——期間限定というのももちろんあると思うんですけど、今年はその倍の自治体で無償化が進んでいるわけですので、これは全国的な大きな止められない流れになっていて、国も動かざるを得ないのではないかなというふうに考えております。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 請願事項の2項目めに、学校給食に地元産食材の拡充というのが入っています。取手は、水田のほかに畑もたくさんあります。ただ残念ながら、遊休農地がたくさんあります。そういう意味では、私も知っているところで、そういう畑を借りて何とか作物を作ろうとか、いろんなことで努力が始まっていますが、この遊休農地解消のためにも、自校方式で給食を提供している学校が多いために、この野菜供給は農業振興策としても有効だというふうに思えるんです。有機農産物の使用を進めることも求めていますけども、これは少し時間がかかるかなと思うんですが、いずれにしてもこういうことについて、農業をやっている方の意見は聞いているでしょうか。

○岩澤委員長 森さん。

○森請願提出者 農業や——取手ですね。友人がやっています。お米中心なんですね。ただ、畑作の人はちょっと知らないんですけども、やっぱり——何か藤代のほうに行くとか広い畑が広がっていて、ここで何かいろいろ野菜作れたらいいなとか思うんです。藤代

——旧藤代地区というのは給食センターですので、大量に食材を仕入れなくちゃならないんですよね。ただ、取手——旧取手のほうは自校方式ですので、学校ごとに食材を仕入れることができるので、その辺からやっていただくとか——ごめんなさい。ちょっとよく分からないんですけども、そんなふうにやっていただけるといいかなというふうに思います。それと、オーガニックのことなんですけれども、最近すごくこれオーガニックというのは、昔からあったことはあったんですけども、最近すごく叫ばれるようになって、1か月前のNHKのクローズアップ現代でも取り上げられてます。農薬、化学肥料、除草剤などを使わない持続可能な農業ということで今、注目されているんですけども、そこをやっているところが、茨城だとJAの常陸大宮とか、いろんなところでやっておりますので、ぜひそういうところに学んで、笠間とか、それから——石岡の八郷ですかね、八郷なんてすごいと思うんですね。その辺の視察なんかもしていただきながら、可能なところから始めていただければ——市長さんを先頭にやっていただければ、ありがたいなというふうに思っております。

○**関戸委員** ありがとうございます。

○**岩澤委員長** そのほかありますか。

落合委員。

○**落合委員** 取手市は給食費の対策を全く何もやってないと、先ほどからちょっとおっしゃられたんですが、紹介議員さんのほうから、今年のちょうど9月なんですけれども、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使いまして、価格高騰している給食費の保護者負担を軽減するために交付金を約4,400万円ぐらい、それとまた一般財源も4,400万円ぐらいを使って、それを投入して価格高騰対策を行ったというのはお聞きになったのでしょうか。

○**岩澤委員長** 森さん。

○**森請願提出者** 分かっております。それは分かっております。価格高騰がすごいですので、取手だけじゃなくて隣の守谷なんかでも、その高騰分は市で持ちますよというようなことでどこの市もやられてると思うんですよ。ただ現実問題として、保護者が払う給食費に関しては残念ながらコロナ禍の中で、私たちが傍聴して反対したんですけども、1か月に200円上がったという経緯もあるので、そこがすごく問題で、一覧表の中でも提出しておりますけれども、本当に茨城県で一番高いですね。中学校は5,000——幾らでしたっけ、5,100円——5,080円ですね。これは旧取手です。小学校は4,570円。藤代はちょっとセンターなので4,950円ですけども——という厳然とした事実はあると思います。ただ、その高騰分を補てんしているというのは存じております。

〔落合委員うなずく〕

○**岩澤委員長** そのほか、ありませんか。——質疑なしと認めます。これで請願第42号の請願提出者に対する質疑を打ち切ります。森さん、ありがとうございます。退席していただいて結構です。

〔森請願提出者退席〕

○**岩澤委員長** 次に、執行部に確認したいことがある委員は、挙手願います。

小堤委員。

○小堤委員 請願者の森さん、ありがとうございます。いろいろよくお話聞かせていただいて分かりました。請願提出者のお話を聞いたので、それだけではこの委員——私たち委員はジャッジすることができませんから、ぜひとも教育委員会のほうに幾つか質疑させていただきたいと思います。

まず初めに、この資料を頂きましたけれども、この茨城県で一番取手市の給食費が高いというふうになっていますけれども、教育委員会のほうでは、これ高い理由というのは何でしょうか。

○岩澤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 保健給食課、大野です。小堤委員の御質疑にお答えしたいと思います。まず、茨城県の中で取手市の給食費が一番高いというお話でした。ただこれは、まず全国的に見てどうなのかというのを、まずお答えしておかなくてはいけないところかなと思います。令和3年に文部科学省、こちらが全国の自治体の給食費のほうの調査を行っております。都道府県別学校給食費の平均額——平均月額のほうをお出ししているわけですが、こちらで出た平均月額、こちらが小学校が4,477円、中学校が5,121円として公表されております。これに対して、取手市の自校式の小学校が4,570円、中学校が5,080円、センター式小学校が4,440円、中学校が4,950円となっております。確かに茨城県の中では高い部類というふうに認識しておりますけれども、全国的には平均レベルであって、突出して高いわけではないというふうに、まずお答えしておきます。

この値段についてなんですけれども、取手市の学校給食では、給食の質と量の維持に努めまして、加工品に頼らず、できるだけ手作りにこだわり、栄養バランスに配慮した安全でおいしい給食が提供できるように取り組んでおります。その分、食材費がかかってしまうというのが要因の一つとして分析をしておりますけれども、こちらは給食の献立を組み立てる中でも、野菜を多めに使用したり、肉は国産のものを使用したり、肉以外の魚や野菜、果物は中国を経由しないもの、中国産でないものを使用しているなど、できる限り取手市産の食材、茨城県産の食材、国内産の食材を使用するように努めております。また、給食用の食材を安く仕入れることができる市町村、こちらが市町村ごとに差がございます。茨城県の中でも給食で扱う野菜、肉の値段が、取手市は高くなる傾向にあることも要因の一つと分析しているところです。取手市の情勢といたしましては、青果物店などは東京に近く、野菜の価格が高い市場から野菜を仕入れる割合が高く、輸送コストの面からも考えまして地元産野菜より高価となってしまうこと。学校給食に安定的に量を供給できる野菜農家、それと肉などの畜産業者がなく、安定供給できるのは米のみであること。それが食材費が高くなる一端になってきてしまっていると考えております。また、センター式のほうは、大量発注により野菜や肉の単価が比較的安く抑えることはできますけれども、自校方式は発注量が少なく、市内業者からの発注を優先していることなどもありまして、こうした諸事情いろいろ重なりまして、どうしても食材に係る単価が高くなってきてしまうことが理由の原因として考えております。以上でございます。

○岩澤委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。全国平均と、取手市そんなに変わらないという話もありましたけれども、茨城県の中では一番高いというのは、しょうがないことなのかもしれないですが、これはやはり子どもたちの食べ物、口に入るものですから、その質とかそういうものにこだわって、なるべく手作りのもので出そうと、既製品ではないものを給食に使おうと、そういう考えがあるということがよく分かりました。そのほかにもいろいろな諸事情ということも今聞きましたけれども、分かりました。

それでは次に、例えば第3子、3人目のお子さんの給食費は無償にしたらどうかなんて話もありますけど、そういったことを踏まえながら教育委員会ではどのように——少ない財政の中ですけれども、どのように考えているのか、お聞かせください。

○岩澤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 お答えいたします。第3子以降を無償化するというところで、うちのほうも試算的なものはしております。令和5年4月1日現在の生徒児童数で、第3子以降の給食費を仮に無償化した場合、自校式の小学校の月額が——給食費の月額が4,570円になります。こちらで換算をしますと、取手市内公立の小中学校に今現在通っている第3子以降の人数が261名になりまして、こちらが1年分、月額4,570円を乗じますと、年間で約1,300円ほどかかってくる——1,300万円です。失礼いたしました。年間約1,300万円ほどかかってくるのが分かっております。ただし、こちらについては、公立小学校に通う第3子——全てが公立小学校に通う第3子として把握していることであって、私立の小中学校であったり、高校であったり、大学に第1子、第2子が通っている場合の第3子分は、この中には含まれてなく試算しております。その数も電算関係で調べないとちょっと把握できないものですから、今現状分かっている人数での試算となります。ただ、こちらについてはやはり、これまでも物価高騰ということで、国の交付金を使って食材費の高騰分のほうを見込んでおりますので、これとは別に物価高騰が続く中では、給食全体の質と量を維持するためには、食材価格高騰分は見込んでおくという前提が必要かなと考えております。以上です。

○岩澤委員長 井橋部長。

○井橋教育部長 すみません、補足をさせていただきます。先ほど落合委員からも御紹介ございましたが、今年度、国の交付金を使いまして4,400万円、価格高騰分を交付金で補っております。そのほか、これまでも取手市としては、就学援助を受けた家庭のお子さんについては年間約3,700万円という形——これはもちろん一般財源です。一般財源を投じて給食費を無料にしております。そのほか、生活保護を受けている世帯に対しても一般財源、これ4分の1ですけれども、給食費の無料という形をやっておりまして、また、特別支援学級に在籍の児童生徒さんの場合には、給食費は半額補助という形でやっております。市が2分の1、県が2分の1といった形で、そういった世帯の児童生徒の皆さんには軽減策を取っております。それともう1点、先ほどの質の話なんですけど、取手市の給食費高いというお話がありました。やはり取手市は質にこだわっていると、先ほど大野課長からもありましたけども、一つの例を取りますと、やはり取手市の給食の特徴というのは、野菜を多めにしております。それと、味も薄味でおいしく食べられますように、みそ汁な

どに使うだしを給食室で取っております。なるべくそういった加工品に頼らない手作り、時間をかけて手作りの給食に心がけて、質を心がけております。先日も学校評価の委員さんに毎年、教育行政の質の点検などを行っていただいております。その中でも、委員の方からは、取手市の学校給食は質と量が高いといった評価もいただいております。補足をさせていただきます。

○岩澤委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。第3子無償化にした場合とかいろいろな場合のこと、そしてまた国から4,400万円の補助、そして市からは3,700万円、そういったお金が出ているということもまた明らかになりました。ありがとうございます。

では、最後なんですけれども、もし仮に給食費を無償化した場合にはどのぐらいのお金がかかって——これって無償化したら、なかなかまた有償に戻すようなことはできないのかなというふうに私は思います。何でもそうだと思います。物価も高騰したら、それが景気がよくなったからって値段が下がるかというところと下がる。下方硬直性というやつですかね。そういうこともありますけど、給食費もそれは例外ではないのかなというふうに考える中で、この財政、決して豊かでない取手市がどういうふうにして捻出するのか。その辺、無償化にした場合に幾らぐらいかかるのかというところを、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

○岩澤委員長 井橋部長。

○井橋教育部長 今、小堤委員から無償化にした場合という形なんですけど、令和5年度の当初見込みの児童生徒数が約6,549人という形で、これを換算しますと、小中学校合わせまして約3億3,600万円という経費がかかります。もちろんこれは毎年となりますと、一般財源で捻出するという形になります。以上です。

○岩澤委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。やはり結構なお金がかかるのかなというふうに思います。この辺のところ、そういうところ、義務教育費は憲法で無償になっていますけど、今現在のところ、給食費というのは学校給食法で保護者が負担するというふうになって——これは法律の話ですので、実際の現実とはまた違うのかもしれませんが、そういったところも勘案して、この3億3,600万円をどういうふうに今後捻出し続けていくのかということも考えなければならない。食材の質を落とさない、子どもたち——次世代を担う子どもたちに、しっかりと発育してほしいというのは、これは大人の誰しもの願いだと思うんですけど、そういうところを考えながら、請願提出者の森さんの気持ちもよく分かりました。そういうところを少し考えながら私もジャッジしたいと思います。以上です。ありがとうございます。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 取手市の学校給食で、今お答えがありました。それで、量とか質とか、栄養とバランスとか、これ他の行政は考えていないというふうに見てるんですか、取手だけがやっているというふうに見てるんですか。何か今聞いていると、取手はそうやってる、ほかはそうではないというふうに取れるんですが、そこのところどうなんです。ほかのと

ころはそういうことをやっていないというふうに調べた上で、お答えになったんですか。

○岩澤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 お答えいたします。ほかの自治体が、どこまで給食に対して質と量、その維持に努めているかという状況の把握まではしておりません。あくまで取手市の学校給食をお子様に提供するスタンスといたしまして、安心で——安心安全で質の高い、量を確保した給食を提供しているということを努めてお話ししている事態でございます。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 子どもたちに安心しておいしい給食、栄養のバランス取れた給食、これほどの行政だって同じですよ。そういうことで給食やってなきゃ、何のためにやってるのか、となります。それで先ほど陳述者の方が言ったように、オーガニック給食の採用、これなんか典型ですよ、やっぱり。本当に安心できるものを食べさせようと、そこまで決断している、県内にそういう行政がもう出てきているということですから。そういう意味では、私はどこだって同じようにやっぱり考えているというふうに思いますよ。それで先ほどの負担の話、どのぐらいかかるかという話があったんですが、文科省は、法律があるから、だから給食費の無償化を行政がやってはいけないよというふうに言ってませんよね。そこを確認したいと思います。

○岩澤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 設置者の判断で、そちらのほうは算段すべきものであるということをお伺いしております。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 そのとおりです。設置者の判断で無償化できるよと、やってもいいよと、軽減も含めてということですよ。それでもう1点、さっき中国産は使わないと言いましたけども、茨城県の中で中国産の野菜を取っている——給食で使っている自治体は幾つありますか、調べてますか。

○岩澤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 お答えいたします。ちょっと数までは把握してないんですけども、唐がらし等の調味料で使っているというところがあるということは確認しております。以上です。

○岩澤委員長 関戸委員。

○関戸委員 いろんな食材をいろいろ使ってるという点で、ただ基本はさっきお話ししたように、どこも同じです。本当に子どもたちに安心して元気に育っていく、そのためにやっぱりおいしい安心した給食を提供しようというのは、どこの行政も同じです。そういう上に立って、補助をしたり、無償化したりしているんだと思います。以上です。終わります。

○岩澤委員長 そのほか、ありませんか。

根岸委員。

○根岸委員 請願事項2のほうで、ちょっとお伺いしたいと思います。地元産食材につい

て、学校給食の使用に堪え得る量を確保できるのは、お米だけだというのを再三伺っていると、場所なんですけれども、センターだとやっぱり量が必要なので、自校式であれば地元野菜を使うことも可能ではないかと考えています。実際、永山小でも取り入れているというところだと思うんですけれども、今現在、自校式の給食の食材の仕入れというのは各校で行っているんでしょうか。

○岩澤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 お答えいたします。自校式の学校給食の食材のほうは、各学校で献立に見合ったものを仕入れているような状態でございます。

○岩澤委員長 根岸委員。

○根岸委員 現在、取手市の学校給食のメニューというのは、自校式の小学校・中学校、センターの小学校・中学校・幼稚園の5校——5種類と認識しています。今、各校で仕入れられているということだったんですけれども、各校でその食材がもし——地元野菜を使ったりとかしたときに、不足した場合に、その食材の入替えというのは可能なんですか。

○岩澤委員長 大野課長。

○大野保健給食課長 お答えいたします。その日のその日という場合は、当然難しいかと思うんですけれども、地元産の野菜を提供する保険といたしまして、やはり青果物業者——商店さんのほうにあらかじめお願いしておいて、もし不足した場合には、この野菜の不足分をカバーしてくれよという——決まり事ではないんですが、そういった手配は考えているところです。

○岩澤委員長 根岸委員。

○根岸委員 分かりました。自校式のほうであれば、地元産といいますか、先ほど請願者のおっしゃった県内産というところも可能なのかなというふうに感じました。ただ一点、1位のほうの、県下一高い給食費というところの原因——調査研究というか要因が——ちゃんと今、だしを使ったりとか、いろいろこだわっているからというお話だったとは思いますが、ただ本当にそれがそうなのかというところは、もうちょっと調査研究する必要があるのかなと感じたので、それだけ申し上げておきます。以上です。

○岩澤委員長 次に、落合委員。

○落合委員 私のほうから令和4年度の決算報告書の6ページといいますか、決算収支、そこには、一般会計の歳入歳出差引額は17億円云々、このうち令和5年度への繰り越すべき財源は1億3,000万円、それを控除した実質収支額は15億7,362万7,000円。これは余剰金の様々なルールがあって、2分——半分ぐらいは基金のほうに積立てするというようなルールがあるそうなんですけれども、この余ったこの半分というのは、例えば給食費なんかには充てられることはできるのでしょうか。

○岩澤委員長 田中部長。

○田中財政部長 決算収支のお話ですので、財政のほうでお答えいたします。今回、給食費の財源のお話だと思うんですけれども、個別の事業の実施の是非ですとか、その財源につきましても、予算編成の過程において市全体で検討していくものというふうにご覧いただければと思います。

りますので、この場で給食費だけの財源についてお答えすることはできません。具体的な財源の配分ですとか、事業の実施検討というのは、今回のこの本請願の採択結果や決算審査でいただいた御意見などを踏まえつつ、新年度予算編成の中で考えてまいりたいと考えております。

○岩澤委員長 落合委員。

○落合委員 執行部の方も御存じかと思うんですけど、隣の土浦市さんなんかでも、この余剰金を使って、国が給食費の無償化をする間、それを活用してスタートするような報道があったかと思うんですが、その点は御存じでしょうか。

○岩澤委員長 田中部長。

○田中財政部長 土浦市のほうの状況につきましては承知しております。先ほど決算の剰余金の話が出ました。収支のところで15億円ということの御意見があったと思いますけれども、今回この決算の剰余金につきましては、地方自治法、それから地方財政法の規定に基づきまして半分以上を財政調整基金に積み立てるという規定となっております。今回、この令和4年度の決算の15億円の収支は、一般質問でもお答えしているんですけども、特に令和4年度、令和3年度は、国の経済対策による交付金等がたくさん入ってまいりました。給付金の財源の受入れ超過分がこの15億円の中に含まれておりますので、これを今年度、約3.7億円ほどを国に返還するというもので、特別この令和3年度、4年度につきましては決算の収支が多くなっているという特徴がございますので、あとは財政調整基金の残高も現在、標準財政規模の約10%にようやく近づいてきたという状況でございますので、なかなかその決算剰余金を、毎年毎年どのぐらいの剰余金が出るかというのは、当然、推計できませんので、それを財源にするというのはなかなか難しいのかなというふうに思っております。

○岩澤委員長 落合委員。

○落合委員 分かりました。あと取手市——この間の決算・予算特別委員会でも、財政の確保ということで、ふるさと納税——今、取手市は約10億円収入がある。お隣の守谷市さんなんかでは50億円の収入があるということで。また、そういう明るい兆しといいですか、桑原の開発等も明るい見込みがあるのかなと思いますけれども。ちょっと財源ということで、先ほどの剰余金の件、ちょっと確認したくて確認させていただきました。ありがとうございました。

○岩澤委員長 ほか、よろしいでしょうか。——これで、請願第42号の審査を打ち切ります。

次に、請願第39号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題といたします。本請願については、請願提出者から議会基本条例第5条第3項の規定による発言の申出はありません。

執行部に確認したいことはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩澤委員長 なしと認めます。

これで請願第39号の質疑を打ち切ります。

松崎書記長補佐。

○松崎選挙管理委員会書記長補佐 選挙管理委員会、松崎です。先ほど請願第45号の—失礼しました。請願第40号の小堤委員からの質疑に対しまして、LINEによる選挙広報の周知について、「今年の4月から」行つたと発言をいたしました。これは「昨年12月の県議会選挙から」の誤りでしたので、訂正をお願いできればと思います。よろしくをお願いします。

○岩澤委員長 訂正を認めます。

それでは当委員会に付託された請願の討論に入る前に確認します。議会基本条例第11条第2項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとするがあります。委員間で自由討議が必要と思われる請願はありますか。

小堤委員。

○小堤委員 私は、先ほどの請願第42号、小中学校の給食費無償化と地元産食材の拡充を求める請願について、委員の間で討議したいなと思います。それはなぜかと言いますと、先ほど請願提出者代表の森さんの言ってること、分かります、本当に分かります。誰しものが給食費無償化になるといいよねということは。それで、この世の中も、こういうふうに混沌としている世の中で物価も上がっている、そういう中で少しでも保護者の負担を減らすためにも無償化してほしい。そういう日本全国の流れも、あちこちであるような感じは見受けられますけれども、全体の数の中でどのぐらいというのは分かりませんが、そういったこともありますけれども、今、先ほど私も言いましたけれども——執行部、教育委員会のほうに質疑したときに言いましたけれども、教育委員会のほうの言い分も本当によく分かります。無い袖は振れぬと言いますか、そういうところもあると思います。例えばの話ですけれども、自分のうちの両隣りが外国の外車——高級外車に乗っていたとします。誰でも乗りたいです、これは。でも、自分のうちにはそんなにお金がないよと、そういうところもあるじゃないですか、隣の芝生がよく見えるじゃないけど。そういう——ちょっと例えがあまりよくないかもしれないですけれども、そういうところもあります。やっぱり自分の家、自分の取手市の財政、それは自分の中で考えていけなくちゃいけないということも必要だと思うんですね。本当にお金がない中で、どうやってそれを捻出していくのか、無償化にしていく金額をどうすればいいのかということが現実問題あるわけですから、その辺も考えますと、またこの請願の……

○岩澤委員長 小堤委員、ごめんなさい。まず、討議があるかどうかというのを確認させていただいたので、この後に討議いたしますので。

○小堤委員 (続) そういうこともあるので、請願の2項にもある、地元産の農産物というものもありますので、これはなかなか耕作放棄地が増えてできないというのものもあるわけですから、この辺を考えますと、請願者の趣旨、この趣旨を採択する趣旨採択でいいんじゃないかなと私は思うんですね。駄目とは言っていないんですね。この気持ちはよく分かる。でも、ないものは出せないというところもあるわけです。ということで、皆さんに、ちょっと考えていただきたいなと思って言いました。以上です。

○岩澤委員長 そのほか、請願第42号以外で自由討議が必要と思われる請願はありますか

か。——ないようですので、まず、請願第 42 号について、委員間討議を行います。

それでは、ただいま小堤委員から請願第 42 号について趣旨採択をしたいとの申出がありました。後ほど採決時に趣旨採択をすることについての採決を行います。

そのほか、委員間討議、何かございますか。請願第 42 号についての委員間討議です。

関戸委員。

○**関戸委員** 趣旨採択にしたかどうかという提案なんですか、そういう提案なの。何かよく分からなかったんだけど。自由討議だよ。

○**岩澤委員長** 自由討議ですね。

○**関戸委員** 私は趣旨採択じゃなくて、きちんと決めたほうがいいと思います、趣旨採択じゃなくて。

○**岩澤委員長** 根岸委員。

○**根岸委員** 私も、趣旨採択って結局、気持ちは分かるけど残念だねということの表れでしかないの、それはよくないかなと。賛成、反対をしっかりと決めるべきだと思うので、趣旨採択には反対です。

○**岩澤委員長** そのほか討議ありますか。

小堤委員。

○**小堤委員** 趣旨採択が、それは、気持ちは分かるんだけど残念だねということではなくて、やっぱりそこは「気持ちは分かるけど残念だね」とは誰も言ってないんですよ。そこは将来的にどうなっていくか分からないことだし、大丈夫かもしれないし、駄目かもしれない。でも、それを今ここで決めてしまうのは、あまりにも請願者に対して、何かもつたない話だなというところで——そういうことです。

○**岩澤委員長** 結城委員。

○**結城委員** 自由討議なんで。関戸さんが、趣旨採択はどうなんだという話が出て、じゃあ逆に否決だったら否決でいいという話なんですか。

○**岩澤委員長** 関戸委員。

○**関戸委員** 市長は今回市長の選挙で、明確に学校給食費の軽減策までやるという公約を打ち出してます。私はそういう意味では、市長がそう言っているときに、議会がやっぱり無償でやろうじゃないかと、それこそ励みになると思いますよ。だから、駄目になったらそれでいいということではないです。賛成していただいて、ぜひこれは通したいと思います。

○**岩澤委員長** 結城委員。

○**結城委員** 私ももう 20 年議員やっているの、今までいろんな請願とか陳情を受けてきました。私、議会の中でも賛成多数で通った——何だったっけな、踏切か何かだったかな。踏切を——藤代のところの踏切を閉鎖しないでくれという話があって、これ議会は閉鎖しないという方向で賛成になったんですけども、結局、閉鎖されたわけですよ。なので僕、議会の私たちの意思決定はでかいと思っている——大きいと思っていますので、取りあえず趣旨採択という話が出たのであれば、趣旨採択は否決よりはいいんじゃないのかなというふうに私自身は思います。

○**岩澤委員長** そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩澤委員長 なしと認めます。以上で、請願第 42 号についての委員間討議を打ち切ります。

以上で、当委員会に付託された請願の委員間討議を打ち切ります。

続いて、当委員会に付託された請願についての討論を行います。討論がある委員は、挙手願います。

関戸委員。請願の号までお願いします。

○関戸委員 請願 40 号、41 号、42 号、いずれも賛成討論です。

まず 40 号です。この請願は、取手市における投票率の低下を憂い、その投票率低下の要因の一つが、選挙公報が有権者の手に届かないという重大な問題を指摘しています。言うまでもなく選挙公報は、有権者に選挙があることを知らせ、候補者選択の判断をするために発行するもの。誰が出て、どういう経歴で、何を公約に掲げているか、これが詳しく読めるものです。誰が立候補したのか、そのような——どういう公約を掲げているかを知ることができる、有権者が投票する上で候補者を把握する当然の権利でもあり、そのことで投票参加を促す効果もあります。そのため、取手市の選挙に係る規定も、有権者の有する世帯に投票日の前日までに届けることを定めています。この規定に、これまで取手市は、選挙公報一部新聞折り込みを通じて、一部の新聞を購読する世帯のみ配布してきました。もちろんこのほかに公共施設に置いたりもしています。しかし、この方法は、有料の新聞を購読している世帯の有権者にしか、この方法では届きません。公正公平という観点からも問題だと考えています。全世帯への配布について、これまでも選挙管理委員会で検討してきたことは理解していますが、全面的にやっぱり展開をする。どうしたらできるのか、そういう観点から、やはりここは思い切ってやるべきだというふうに思います。有権者の有する全世帯への配布を実現するための施策として——施策を進めるべきと考えて、40 号に賛成です。

次に 41 号です。ロシアとウクライナの戦争即時停戦に関して、日本政府が仲裁外交の努力を求めています。日本共産党は、ロシアのプーチン政権のウクライナへの侵略は、武力で他国に押し込み、従わせ、領土を拡張する、まるで 19 世紀のような行いで許すことのできないものだと考えています。主権の尊重、領土の保全、武力行使の禁止などを義務づけた国連憲章にも違反しています。この間の戦争で、本当に多くの子どもたちの、そして市民の命が奪われてきました。日本共産党は、ロシアのプーチン政権のこの行為に断固として抗議して、戦争反対、平和を求める世界の人々と連帯をして、戦争を終結させるために包括的な取組を重視してきました。この請願は、一日も早くこの戦争を止めさせ、和平実現のために日本政府が仲裁のために働くよう求めています。戦後の重光外相や赤城——赤城防衛大臣についての評価に、私どもと少し違いはありますが、今、日本政府は日米軍事同盟に基づき、ミサイル防衛システムを中心とした新しい安全保障戦略を逆に打ち出しています。しかし一方で、戦後の日本は、国と国との争いは、軍事力や戦争で根本的な解決はできないとし、再び戦争の惨禍を起こすことのないよう政府として戦争を放棄する、そうした憲法 9 条を持っています。日本政府が、この平和憲法の立場に立脚して

包括的な方針を打ち出して、仲裁のための役割を果たすことはできるというふうに考え、以上の理由から、請願 41 号に賛成をします。

請願 42 号、給食費の無償化、地元産食材の拡充を求める等の請願について賛成討論をします。給食費について、国は今日まで、給食の食材や光熱費は保護者負担と定めた学校給食法に基づいて措置をしています。このことについて、憲法には違反しないとした最高裁の判例まで根拠にしています。そのことを理由に保護者負担を求めてきた。これが経過だと思えます。しかし、給食を提供することで、給食も教育の一部で、食育として重要な教育の一つであることが、もう誰の目にも分かるようになってきました。一方、近年子どもを取り巻く環境は、いじめをはじめ様々な問題が発生してきました。その結果、子どもが自ら命を絶つなど深刻な事態が続いています。また、長引く不況と低迷する経済、上がらない実質賃金、さらに格差の拡大で貧困家庭も増大をし、そのしわ寄せが子どもにかぶさり、食事にも満足に食べられない家庭が増加をし、無償で食事を提供する子ども食堂が全国各地に広がっているのも、その表れです。政府は、こども家庭庁を創設し、子どもを中心に考える施策を検討していますが、その一つ、まずは給食の食材も国で負担する措置を取ることではないでしょうか。今回の請願は、取手市として子育て世代を応援すること、国による無償化を促進することにもつながると思えます。そして、中村市長は選挙公約で給食費の軽減まで打ち出しています。こういう中です。さらに地産地消を進め、取手市の農業施策の大きな前進につながる、そういう中身も含めた請願になっています。有機農産物普及にも向け大きく舵を切るときだと、そういうふうに考え、この請願に賛成をするものです。以上です。

○岩澤委員長 次に反対討論の方。賛成討論の方。

根岸委員。

○根岸委員 請願第 40 号、41 号、42 号、いずれも賛成討論させていただきます。

まず、請願第 40 号です。投票率の低下傾向は周知の事実です。これを止める手段は、政治を自分ごととして捉えること。そのためには、まず知ることが大事です。今や情報はあふれ返り、いつでもどこでもアクセスできる一方、自分の興味関心がない情報には接する機会が減少しています。プッシュ型の情報提供としての選挙公報全戸配布は、投票率に少なからず影響すると考えます。全戸配布を実現すべきと考え、賛成といたします。

続いて、請願第 41 号です。私たち日本国民は、二度と戦争を起こさないと誓った国です。また、日本国憲法の前文には、「われらは平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う」と書かれているように、今こそ日本が停戦に向けて仲介の労を取るべきであると考えます。どんな理由があっても紛争・戦争は起こしてはなりません。あらゆる手段を駆使して、即時停戦を求めます。

最後に、請願第 42 号です。中村市長も、市長選挙のときのマニフェストに学校給食費の負担軽減を訴えています。中村市長が進める給食費の負担減免を早く進め、実効力あるものにするためにも、議会が小中学校の学校給食費無償化を採択することは非常に重要だと思えます。先ほどから趣旨採択というところのお話が出ていますけれども、予算執

行をするかどうかは、決定は行政のほうにある。しかし、市民の代弁者である議会の姿勢として、その税金の使い方の態度表明をするということは絶対に必要なことだと思いますので、市民の代表としては賛成——趣旨採択ではなく採択をしっかりとしていきたいと思います。以上です。

○岩澤委員長 そのほか、反対討論ございますか。——討論なしと認めます。

これで当委員会に付託された請願の討論を打ち切ります。

これより当委員会に付託された請願の採決を行います。採決は、挙手によって行います。また、採決は請願番号順に行います。

請願第 39 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○岩澤委員長 全員賛成です。よって、請願第 39 号は採択することに決定しました。

お諮りします。意見書は、委員会提出とすることに御異議ございませんか。——異議なしと認め、委員会提出議案として意見書を作成いたします。

案文整理のため休憩します。

午後 3 時 42 分休憩

午後 3 時 44 分開議

○岩澤委員長 それでは再開します。

お諮りします。サイドブックに掲載したとおり、意見書案を委員会提出議案として提出することに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岩澤委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、請願第 40 号、取手市議会議員選挙公報の全戸配布を求める請願について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○岩澤委員長 賛成少数です。よって、請願第 40 号は、不採択とすることに決定しました。

次に、請願第 41 号、ロシアとウクライナの戦争即時停戦、和平実現に向けて日本政府に仲裁外交努力を求める意見書の提出を求める請願について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○岩澤委員長 賛成少数です。よって、請願第 41 号は、不採択とすることに決定しました。

傍聴の方に申し上げます。静粛にお願いいたします。

請願第 42 号については、小堤委員から趣旨採択にしたいとの申出があります。

お諮りします。請願第 42 号、小中学校の学校給食費無償化と地元産食材の拡充を求める請願について、趣旨採択することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○岩澤委員長 賛成多数です。よって、請願第 42 号は、趣旨採択にすることに決定いたしました。

これで当委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。執行部の皆様、お疲れさまでした。退席していただいて結構です。委員はこのまま残っていただき協議を行います。15 時 55 分まで休憩といたします。

午後 3 時 46 分休憩

午後 4 時 12 分開議

○岩澤委員長 再開します。

それでは、令和 5 年第 1 回市民との意見交換会における御意見・御要望についてを議題といたします。先ほど休憩中、サイドブックに掲載した表について、文言等を確認し、特に修正がないことを確認しました。

お諮りします。令和 5 年第 1 回意見交換会時の御意見・御要望について、サイドブックに掲載した表を基本とし、内容は委員長に御一任いただき調査経過を中間報告したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩澤委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

休憩いたします。

午後 4 時 13 分休憩

午後 4 時 27 分開議

○岩澤委員長 それでは再開します。

最後に、その他です。委員の皆さんから何かございますか。——なしと認めます。以上で、本委員会の全ての日程が終了しました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。皆さんお疲れさまでした。

午後 4 時 28 分散会

取手市議会委員会条例第 31 条第 1 項の規定により署名又は押印する。

総務文教常任委員会委員長 _____

○委員会記録における発言訂正箇所

◆ P 33 20 行目 青色部分を「令和 5 年」に訂正

◆ P 55 9 行目 青色部分を「昨年 12 月の県議会選挙」に訂正